

# 十日町市一般廃棄物処理基本計画



平成 30 年 3 月

十 日 町 市



# 目 次

第1章 一般廃棄物処理基本計画の趣旨	1
第1節 目的	1
第2節 本計画の位置付け	3
第3節 目標年次	4
第4節 計画の範囲	4
第2章 地域の概要	5
第1節 自然条件	5
1-1 位置及び沿革	5
1-2 地 形	7
1-3 気 象	7
第2節 社会条件	9
2-1 人口の状況	9
2-2 産業の状況	14
2-3 土地利用の状況	18
2-4 財政の状況	19
第3節 上位・関連計画	21
第3章 ごみ処理の状況	28
第1節 ごみ処理の概要	28
1-1 ごみ処理の流れと形態	28
1-2 ごみ排出量の実績及びその性状	29
1-3 ごみの減量化・再生利用の実績	34
1-4 ごみ処理経費	35
1-5 ごみ処理体制	36
1-6 ごみ処理の評価	40
第2節 ごみ処理技術の動向	43
2-1 収集運搬技術	43
2-2 中間処理技術	43
2-3 最終処分技術	43
第3節 関連法令の整理	44
3-1 国の関係法令等	44
3-2 新潟県の計画	45

第4章	ごみ処理に係る課題の抽出	46
第1節	現状の分析	46
1-1	人口等	46
1-2	産業	47
1-3	ごみ排出量	47
1-4	ごみ処理体制	51
1-5	ごみ減量施策	51
第2節	課題の抽出	54
第5章	ごみ処理基本計画	55
第1節	基本的事項	55
1-1	基本理念	55
1-2	基本方針	56
1-3	数値目標	56
第2節	ごみ排出量の見込み	58
2-1	現状推移の場合におけるごみ排出量の見込み	58
2-2	本計画で採用するごみ排出量の見込み	59
第3節	循環型社会の構築に向けた施策	61
3-1	市民・事業者・行政に求められる役割の実践	61
3-2	3Rの推進	62
3-3	環境調和に配慮した適正処理・処分	64
3-4	循環型社会へのビジョンの共有と施策展開	67
第4節	その他ごみ処理に関し必要な事項	69
4-1	特別管理一般廃棄物、適正処理困難物の対処方針	69
4-2	事業者及び廃棄物再生事業者との協力	70
4-3	計画の進行管理	70
第6章	生活排水処理・水環境の状況	71
第1節	生活排水処理の概況	71
1-1	生活排水処理の概要	71
1-2	処理形態別人口	71
1-3	し尿処理施設の概要	72
1-4	収集運搬状況	74
1-5	し尿等搬入量	74
1-6	農業集落排水処理施設	74
1-7	下水道	76
第2節	水環境の状況	79
2-1	水質汚濁の概要	79
2-2	水質汚濁防止対策	79

第7章 生活排水処理基本計画	80
第1節 基本的事項	80
1-1 基本理念	80
1-2 基本方針	80
1-3 数値目標	81
1-4 生活排水を処理する区域及び人口	82
第2節 水環境保全に係る施策	84
2-1 市民の責任・役割の実践	84
2-2 事業者の責任・役割の実践	85
2-3 行政の責任・役割の実践	86
第3節 し尿・汚泥処理計画	88
3-1 収集・運搬計画	88
3-2 中間処理計画	88
3-3 最終処分計画	89
3-4 資源化・有効利用計画	89
3-5 その他の事項	89

## <添付資料>

ごみ量将来予測結果

し尿等排出量将来予測結果

# 第1章 一般廃棄物処理基本計画の趣旨

## 第1節 目的

高度経済成長は、現在の豊かで便利な生活を支えてきましたが、一方で大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムは、環境に多大な影響を与えてきました。

近年は、国民の環境への意識が高まりつつあり、ごみ減量をはじめとした循環型社会の実現に向けた取り組みも見られるものの、自然環境破壊や地球温暖化、世界的な資源の枯渇や食料不足など、地球環境の悪化は一層深刻なものとなっています。

今後は、従来の社会経済システムを見直し、地球環境に対する負荷の低減や限りある天然資源の消費抑制、これまで使われてこなかった未利用資源の活用などにより、持続可能な社会づくりを進めていくことが求められています。

このような情勢の中、国は、平成12年度に循環型社会の形成に向けて「循環型社会形成推進基本法」を制定しました。また、平成12年6月には「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を改正し、都道府県ごとに一般廃棄物及び産業廃棄物の削減目標や主体別の役割を定めた「廃棄物処理計画」の策定を義務付けています。これを受け、新潟県においても平成14年3月に「第一次新潟県廃棄物計画」を策定して以降、県民、事業者及び市町村と連携・協力を図りながら、持続可能な循環型社会の形成を図っており、平成28年3月には「第二次新潟県資源循環型社会推進計画」を策定しています。

十日町市(以下、「本市」という。)においては、平成17年4月に旧十日町市、旧川西町、旧中里村、旧松代町、旧松之山町の5市町村合併により十日町市として新たなスタートをきりました。廃棄物行政としては、以前は津南地域衛生施設組合で処理していた中里地域、松之山地域から発生するごみを平成28年度より市域内で処理しており、平成29年度より小型家電のリサイクルに着手するなど、ごみの減量化、資源ごみのリサイクルに取り組んでいます。特に川西地域においては、川西有機センターで事業系食品廃棄物や生活系生ごみの堆肥化を進めるなど、有機性資源のリサイクルに取り組んでいます。

生活排水処理については、昭和49年度に公共下水道事業に着手、その後は農業集落排水施設、特定環境保全公共下水道事業と続き、下水道事業としては現在までに川西地域、中里地域、松代地域、松之山地域の污水管整備の完了に至り、市全体では平成28年度末で公共下水道普及率99.9%・水洗化率96.5%、特定環境保全公共下水道普及率99.9%・水洗化率87.0%、農業集落排水施設普及率100%・水洗化率90.4%に達しています。

このような現状をふまえ、循環型社会の形成に向けて、ごみ・生活排水処理に係る問題への対応をさらに積極的に進めていく必要があります。このため、本計画の策定を通じて、

## 第1章 一般廃棄物処理基本計画の趣旨

廃棄物行政に係る様々な問題を長期的・総合的な視点に立って検討し、市民、事業者及び行政が一体となって減量化、資源化及び適正処理・処分を推進します。

## 第2節 本計画の位置付け

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)、(以下、「廃棄物処理法」という。)第 6 条第 1 項の規定により、市町村は、当該市町村の一般廃棄物の処理に関する計画(以下、「一般廃棄物処理計画」という。)を定めなければならないとされています。

一般廃棄物処理計画は、長期的視点に立った市町村の一般廃棄物処理の基本方針となる計画(一般廃棄物処理基本計画)、並びに基本計画に基づき年度毎に一般廃棄物の発生の抑制、減量化・再生利用の推進、収集、運搬及び処分等について定める計画(一般廃棄物処理実施計画)から構成されるものです。このうち一般廃棄物処理基本計画は、それぞれ、ごみに関する部分(ごみ処理基本計画)と生活排水に関する部分(生活排水処理基本計画)から構成されており、本計画は、ごみ処理基本計画及び生活排水処理基本計画に該当します。

図 1.1 に循環型社会・低炭素社会形成推進に係る上位・関連法や各種計画と本計画との関係・位置付けを示します。

本計画は、上位計画である「第二次十日町市総合計画」や「第二次十日町市環境基本計画」に定められている一般廃棄物に関する事項を具体化させるための施策を示すものであり、本市の一般廃棄物処理に関する最上位計画となります。

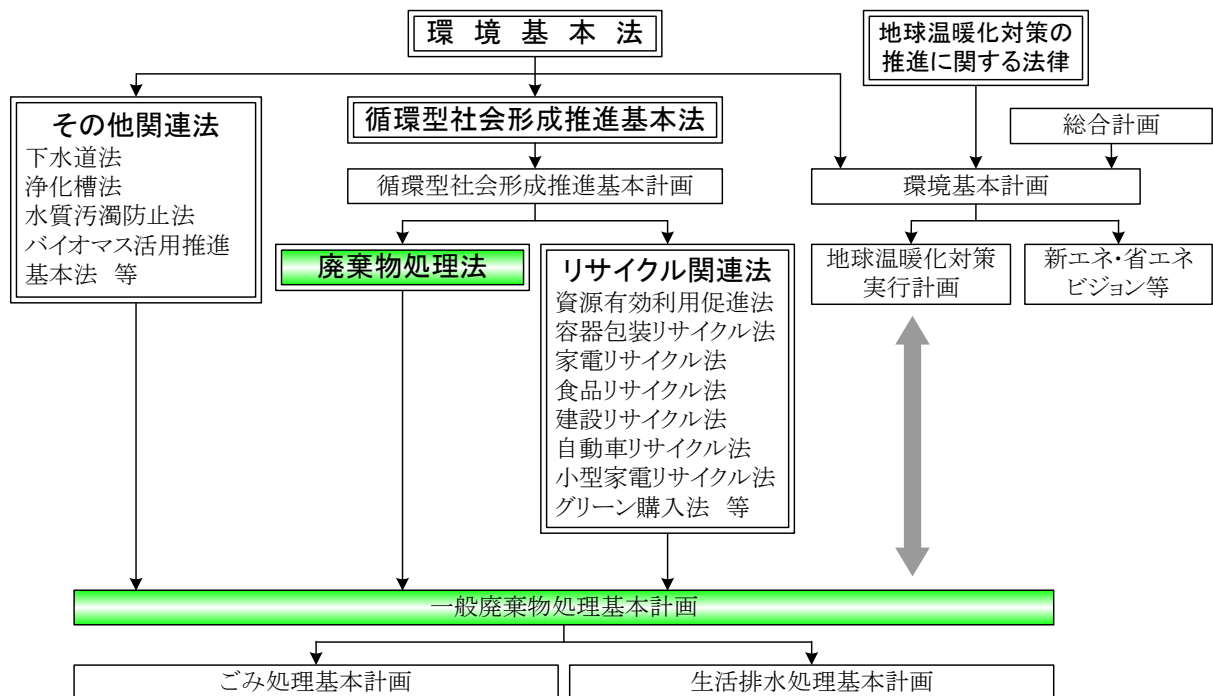


図 1.1 本計画の位置付け



---

### 第3節 目標年次

---

本計画における計画期間は、平成30年度より15年後の平成44年度までとし、本計画の最終目標年次は計画の最終年度である平成44年度とします。また、中間目標年次については、「十日町市循環型社会形成推進地域計画(第2期)、(以下、「地域計画」という。)」における目標年次との整合を図るため、平成36年度とします。

なお、計画については、社会情勢による変化などを勘案して、概ね5年毎に見直しを行うものとします。また、諸条件に大きな変動があった場合など、計画内容の乖離が生じた場合には、適宜、見直しを行うものとします。

---

### 第4節 計画の範囲

---

本計画の範囲は、市全域から発生する一般廃棄物(ごみ及び生活排水)を対象とします。図1.2に計画対象区域図を示します。

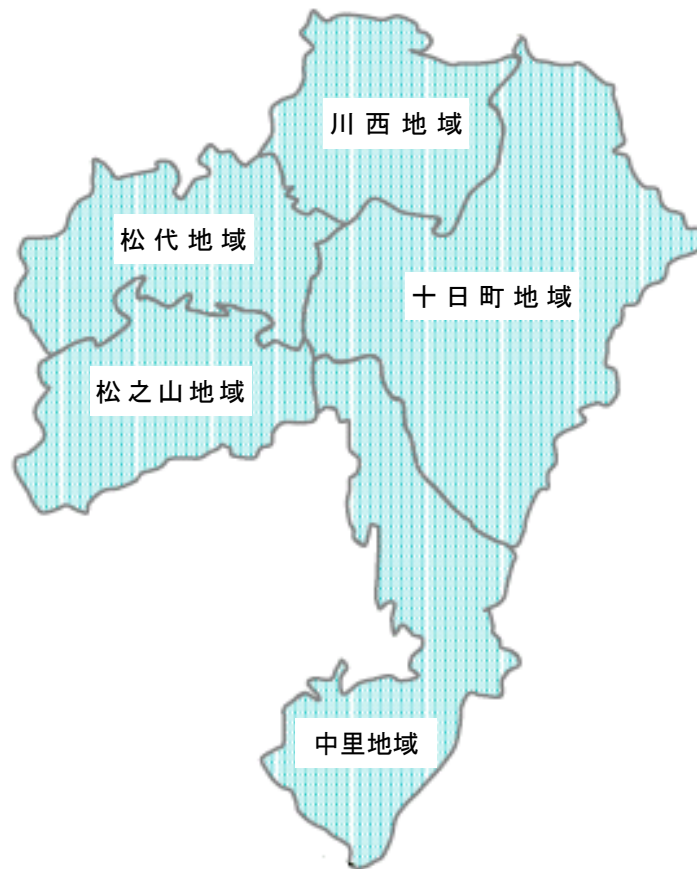


図 1.2 計画対象区域図

## 第2章 地域の概要

### 第1節 自然条件

#### 1-1 位置及び沿革

##### (1) 位置

本市は、新潟県の南部に位置し、東は南魚沼市、北は小千谷市、西は上越市、南は湯沢町、津南町などと接しており、東西は 31.4 km、南北は 41.1 km、面積は 590.39 km<sup>2</sup> となっています。



図 2.1 本市の位置

##### (2) 沿革

本市は、平成 17 年 4 月 1 日に旧十日町市、旧川西町、旧中里村、旧松代町及び旧松之山町の 5 市町村が新設合併して誕生しました。

旧十日町市は、昭和 29 年に当時の十日町、川治村、中条村及び六箇村の合併により誕生し、その後吉田村、下条村、水沢村を編入しています。

旧川西町は、昭和 31 年に当時の千手町、上野村、橘村及び仙田村の合併により誕生し

ました。

旧中里村は、昭和 30 年に当時の田沢村及び倉俣村の合併により誕生し、その後貝野村の一部を編入しています。

旧松代町は、昭和 29 年に当時の松代村及び山平村の合併により松代村が誕生し、同年町制施行をしました。その後、奴奈川村などを編入しています。

旧松之山町は、昭和 30 年に当時の松之山村及び浦田村の合併により松之山村が誕生し、昭和 33 年に町制施行をしました。

表 2.1 本市の変遷

施行年月日	内 容
昭和 29 年 3 月 31 日	中魚沼郡十日町、中条村、川治村及び六箇村を廃し、その区域をもって十日町市を設置
〃	東頸城郡松代村及び山平村を廃し、その区域をもって松代村を設置
29 年 10 月 1 日	東頸城郡松代村を松代町とする
29 年 12 月 1 日	中魚沼郡吉田村を廃し、その区域を十日町市に編入
30 年 2 月 1 日	中魚沼郡下条村を廃し、その区域を十日町市に編入
30 年 3 月 31 日	中魚沼郡倉俣村及び田沢村を廃し、その区域をもって中里村を設置
〃	東頸城郡松之山村及び浦田村を廃し、その区域をもって松之山村を設置
31 年 1 月 1 日	東頸城郡松代町の一部を刈羽郡高柳町に分離(大字清水の一部)
31 年 4 月 1 日	中魚沼郡中里村と津南町の一部境界変更(津南町大字中深見の一部を編入、大字倉俣の一部を分離)
〃	中魚沼郡仙田村と東頸城郡松代町との一部境界変更(大字荒瀬、苧島、片桐山及び滝沢の一部)
31 年 9 月 1 日	中魚沼郡仙田村、千手町、橋村及び上野村を廃し、その区域をもって川西町を設置
31 年 9 月 30 日	中魚沼郡貝野村を廃し、その区域を水沢村及び中里村に編入
33 年 11 月 1 日	東頸城郡松之山村を松之山町とする
34 年 1 月 1 日	東頸城郡奴奈川村を廃し、その区域を松代町に編入
37 年 4 月 1 日	中魚沼郡水沢村を廃し、その区域を十日町市に編入
42 年 4 月 1 日	中魚沼郡川西町と東頸城郡松代町との一部境界変更(大字桐山)
60 年 4 月 1 日	東頸城郡松代町の一部を刈羽郡高柳町に分離(大字田代)
平成 17 年 4 月 1 日	十日町市、中魚沼郡川西町、中里村、東頸城郡松代町及び松之山町を廃し、その区域をもって十日町市を設置

出典；「統計でみる十日町市(平成 28 年度版)」

## 1-2 地形

本市の東側には魚沼丘陵、西側には東頸城丘陵、中央部には信濃川が南北に流れ、十日町盆地とともに雄大な河岸段丘が形成されています。また、西部中山間地域には渋海川が南北に流れ、流域には集落が点在し、棚田などにより美しい農山村の景観を呈しています。最南部は、上信越高原国立公園の一角を占め、標高 2,000 メートル級の山岳地帯となっています。

## 1-3 気象

本市の気候は、日本海型気象区分に属し、四季折々に季節感あふれる様態を示しています。毎年の平均積雪は 2 メートルを超え、全国有数の豪雪地帯となっています。1 年の 3 分の 1 以上が降積雪期間となり、この気象条件が独特の生活文化の形成や経済活動などに大きく影響しています。

国立研究開発法人森林総合研究所十日町試験地(北緯 37 度 08 分、東経 138 度 46 分、海拔 200 m、十日町市川原町地内)における過去 5 年の統計によると、年間平均気温は 11.7℃～12.2℃であり、降水量は 2,334.5 mm～3,381.0 mm となっています。降積雪の状況については、例年 11 月に初雪、3 月下旬～4 月に終雪が観測され、総降雪量は 636 cm～1,512 cm、最深積雪は 112 cm～302 cm となっています。

表 2.2 気象の状況(過去 5 年)

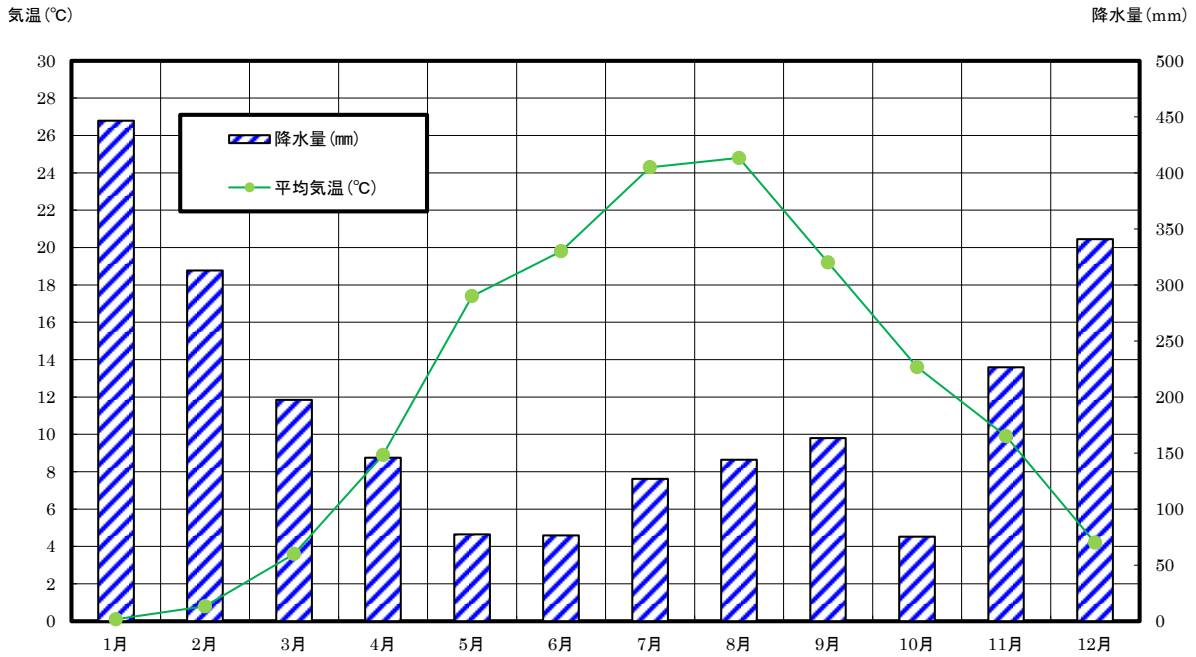
観測項目		H23年	H24年	H25年	H26年	H27年
気温(℃)	平均	11.7	11.7	11.8	11.7	12.2
	最高	17.0	16.8	17.0	16.9	17.5
	最低	7.9	7.7	7.9	7.7	8.2
降水量(mm)		3,381.0	2,794.6	2,896.0	2,934.5	2,334.5
平均風速(m/s)		1.1	1.1	1.0	1.0	0.9

出典；「統計でみる十日町市(平成 28 年度版)」

表 2.3 気象の状況(平成 27 年)

観測項目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
平均気温(℃)	0.1	0.8	3.6	8.9	17.4	19.8	24.3	24.8	19.2	13.6	9.9	4.2	12.2
降水量(mm)	446.5	313.0	197.5	146.0	77.5	76.5	127.0	144.0	163.5	75.5	226.5	341.0	2,334.5

出典；「統計でみる十日町市(平成 28 年度版)」



出典；「統計でみる十日町市(平成 28 年度版)」

図 2.2 気象の状況(平成 27 年)

表 2.4 降積雪の状況(過去 5 年)

観測項目	H23.11~H24.4	H24.11~H25.4	H25.11~H26.4	H26.11~H27.4	H27.11~H28.4	
初雪月日	11月21日	11月14日	11月11日	11月18日	11月27日	
終雪月日	4月7日	4月20日	4月6日	3月24日	3月24日	
総降雪量(cm)	1,512	1,386	1,005	1,341	636	
積雪量	最深積雪 (cm)	302	289	183	297	112
	月日	2月11日	2月25日	3月8日	2月10日	3月2日

出典；「統計でみる十日町市(平成 28 年度版)」

## 第2節 社会条件

### 2-1 人口の状況

#### (1) 人口の推移

本市の行政区域内人口(外国人人口を含む)の推移を表 2.5 及び図 2.3 に示します。

本市の行政区域内人口は、平成 21 年度以降一貫して減少傾向となっており、平成 21 年度から平成 28 年度までの 7 年間で約 6,057 人減少し、54,741 人となっています。

表 2.5 行政区域内人口の推移

(各年度3月31日現在、外国人人口を含む)

単位：人

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
行政区域内人口(人)	60,798	60,097	59,292	58,470	57,570	56,712	55,655	54,741
対前年度増減数(人)		-701	-805	-822	-900	-858	-1,057	-914
対前年度増減率(%)		-1.17%	-1.36%	-1.41%	-1.56%	-1.51%	-1.90%	-1.67%

出典；住民基本台帳

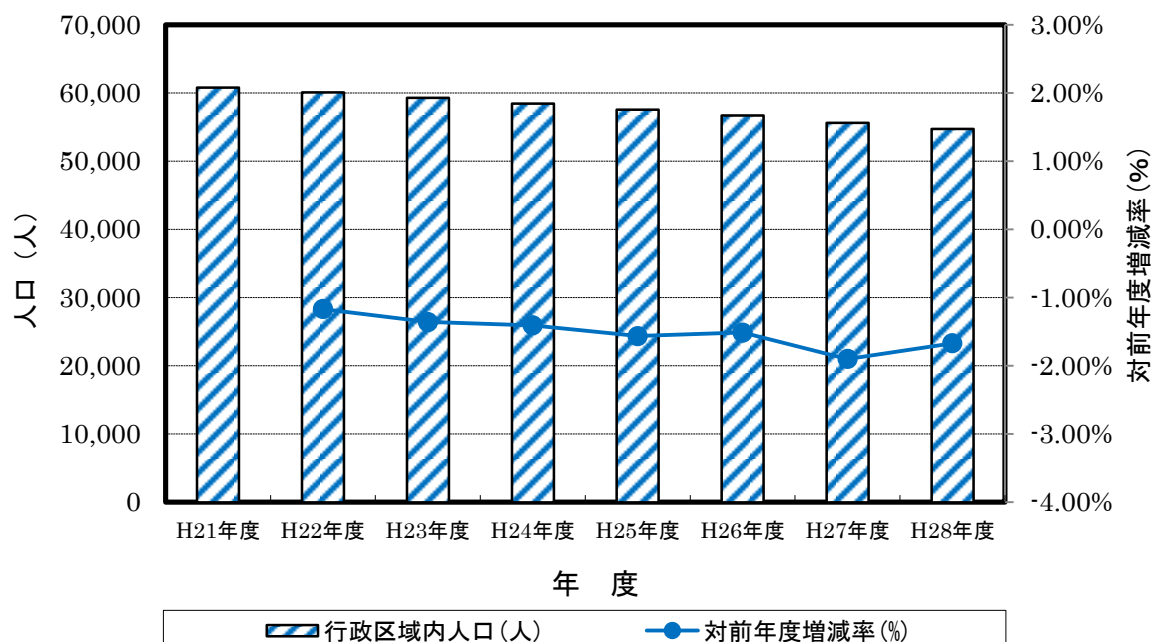


図 2.3 行政区域内人口の推移

(2) 年齢別人口

本市の年齢三階層別人口を表 2.6、人口ピラミッドを図 2.4 に示します。

本市は、年少人口(0～14歳)が 11.2%、生産年齢人口(15～64歳)が 52.9%、老年人口(65歳以上)が 35.9%となっており、国の年齢構成に比べて老年人口の割合が大きく、高齢化が進んでいます。

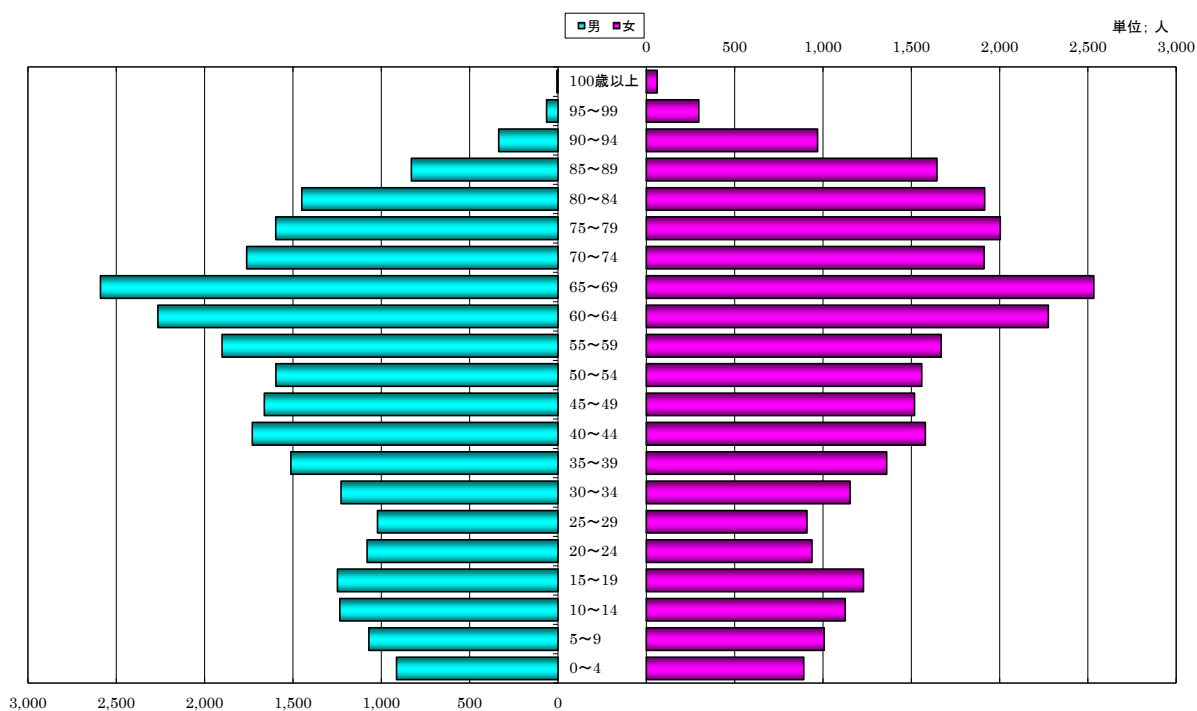
表 2.6 年齢三階層別人口

(平成28年3月31日現在、外国人人口を含む)

	本市(人)	全国(千人)
総数	55,655 (100%)	126,933 (100%)
年少人口(0～14歳)	6,244 (11.2%)	15,780 (12.4%)
生産年齢人口(15～64歳)	29,436 (52.9%)	76,562 (60.3%)
老年人口(65歳以上)	19,975 (35.9%)	34,591 (27.3%)

注記) 全国値は総務省統計局資料「人口推計(平成28年10月1日現在)結果」による。

出典：「統計でみる十日町市(平成28年度版)」



出典：「統計でみる十日町市(平成28年度版)」

図 2.4 人口ピラミッド

## (3)人口動態、流入・流出人口

本市の人口動態を表 2.7 に示します。

過去 5 年間の人口増減をみると、一貫して減少傾向となっています。

自然動態では、死亡者数が出生数を上回り、社会動態では、転出数が転入数を上回っています。減少数としては、年間 804 人から 1,043 人の範囲であり、平均では年間 889 人減少しています。

表 2.7 人口動態

(各年、前年10月1日～9月30日、外国人人口を含む)

単位；人

	自然動態		社会動態		差引増減 (①+③)-(②+④)
	出生①	死亡②	転入③	転出④	
H24年	359	815	949	1,297	-804
H25年	383	797	870	1,310	-854
H26年	372	861	944	1,261	-806
H27年	346	822	854	1,318	-940
H28年	371	841	874	1,447	-1,043

出典；「統計でみる十日町市(平成 28 年度版)」

## (4)世帯数及び世帯あたり人員

本市の世帯数の推移を表 2.8 及び図 2.5 に示します。

本市の世帯数は減少傾向にあり、平成 24 年度から平成 28 年度までの 4 年間で 371 世帯減少し、19,677 世帯となっています。

地域別でみると、中里地域は増加傾向を示しているが、その他の地域は減少傾向を示しています。

本市の世帯あたり人員を表 2.9 に示します。

本市の世帯あたり人員は減少傾向にあり、平成 24 年度から平成 28 年度までの 4 年間で 0.13 人/世帯減少し、2.81 人/世帯となっています。



表 2.8 世帯数の推移

(各年3月31日現在)

単位；世帯

	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年
十日町地域	13,637	13,581	13,539	13,554	13,474
川西地域	2,352	2,285	2,272	2,255	2,223
中里地域	1,703	1,683	1,682	1,749	1,805
松代地域	1,411	1,364	1,351	1,331	1,315
松之山地域	945	902	887	874	860
総数(計)	20,048	19,815	19,731	19,763	19,677
対前年度増減数	—	-233	-84	32	-86
対前年度増減率(%)	—	-1.18%	-0.43%	0.16%	-0.44%

出典；「統計でみる十日町市(平成28年度版)」

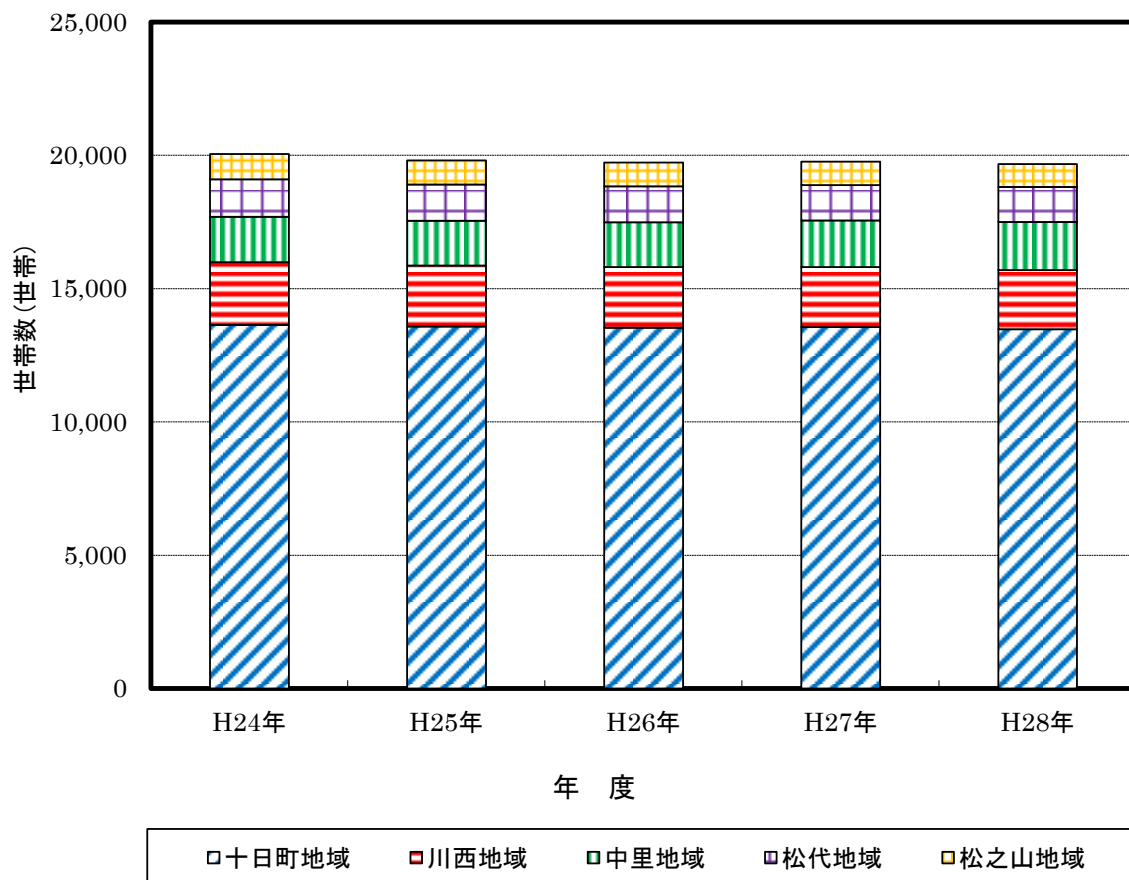


図 2.5 世帯数の推移

表 2.9 世帯あたり人員

(各年3月31日現在)

単位；1世帯あたり人員

	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年
十日町地域	2.93	2.92	2.89	2.85	2.81
川西地域	3.10	3.12	3.09	3.06	3.03
中里地域	3.32	3.31	3.25	3.10	2.97
松代地域	2.54	2.57	2.53	2.50	2.47
松之山地域	2.52	2.55	2.52	2.47	2.44
総 数	2.94	2.93	2.90	2.85	2.81
対前年度増減数	—	-0.01	-0.03	-0.05	-0.04
対前年度増減率(%)	—	-0.34%	-1.03%	-1.75%	-1.42%

出典；「統計でみる十日町市(平成28年度版)」

## (5)外国人人口

本市及び新潟県の外国人人口を表 2.10 及び図 2.6 に示します。

新潟県全体では、平成 24 年以降増加傾向にあるが、本市は、平成 24 年以降減少傾向となっています。

表 2.10 外国人人口の推移

(十日町市は各年3月31日現在、新潟県は各年12月31日現在)

単位：人

	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年
十日町市	351	324	329	316	311
新潟県	13,134	13,256	13,475	14,064	

注記) 十日町市は住民基本台帳人口、新潟県は在留外国人統計による。

出典；「統計でみる十日町市(平成28年度版)」、「第127回新潟県統計年鑑2016」

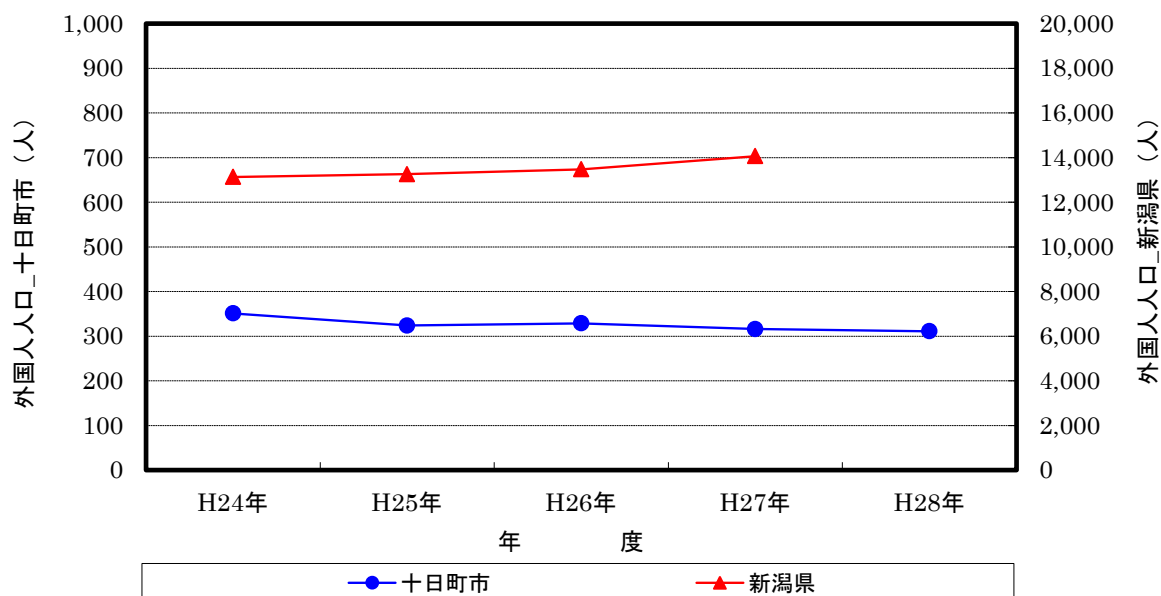


図 2.6 外国人人口の推移

## 2-2 産業の状況

### (1) 産業別事業所数及び従業員数

本市の産業(大分類)別民営事業所数及び男女別従業者数を表 2.11 に示します。

平成 24 年の総事業所数は 3,453 事業所、総従業者数は 23,976 人であり、そのうち第 1 次産業が 71 事業所、932 人(3.9%)、第 2 次産業が 1,021 事業所、8,354 人(34.8%)、第 3 次産業が 2,361 事業所、14,690 人(61.3%)となっています。平成 26 年の総事業所数は 3,330 事業所、総従業者数は 23,619 人であり、そのうち第 1 次産業が 70 事業所、935 人(4.0%)、第 2 次産業が 969 事業所、8,343 人(35.3%)、第 3 次産業が 2,291 事業所、14,341 人(60.7%)であり、第 3 次産業への就業が 6 割を占めている状況です。

平成 26 年の産業別割合をみると、事業所数が最も多いのが「卸売業、小売業」で 784 事業所、次いで「建設業」の 505 事業所、「製造業」の 455 事業所、「宿泊業、飲食サービス業」の 400 事業所となっています。

従業者数(平成 26 年)で最も多いのが「製造業」の 4,698 人、次いで「卸売業、小売業」の 4,587 人、「建設業」の 3,515 人、「医療、福祉」の 2,862 人となっています。

表 2.11 産業(大分類)別民営事業所数及び男女別従業者数

	平成24年				平成26年				
	事業所数	従業者数(人)			事業所数	従業者数(人)			
		総数	男	女		総数	男	女	
総数	3,453	23,976	13,130	10,846	3,330	23,619	12,913	10,706	
第1次産業(農林漁業)	71	932	577	355	70	935	618	317	
第2次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	5	82	73	9	130	112	18	
	建設業	528	3,640	3,148	492	505	3,515	3,046	469
	製造業	488	4,632	2,414	2,218	455	4,698	2,401	2,297
	計	1,021	8,354	5,635	2,719	969	8,343	5,559	2,784
第3次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	8	129	114	15	9	89	78	11
	情報通信業	26	333	256	77	26	330	247	83
	運輸業、郵便業	33	426	389	37	31	370	317	53
	卸売業、小売業	828	4,533	2,283	2,250	784	4,587	2,307	2,280
	金融業、保険業	52	760	365	395	38	377	146	231
	不動産業、物品賃貸業	119	375	187	188	107	235	138	97
	学術研究、専門・技術サービス業	95	379	250	129	93	367	245	122
	宿泊業、飲食サービス業	404	2,024	785	1,239	400	1,904	766	1,138
	生活関連サービス業、娯楽業	318	1,188	505	683	306	1,259	532	727
	教育、学習支援業	57	291	94	197	61	285	91	194
	医療、福祉	187	2,746	757	1,989	201	2,862	831	2,031
	複合サービス事業	25	115	72	43	39	532	351	181
	サービス業 (他に分類されないもの)	209	1,391	861	530	196	1,144	687	457
	公務 (他に分類されるものを除く)	—	—	—	—	—	—	—	—
計	2,361	14,690	6,918	7,772	2,291	14,341	6,736	7,605	

出典；「統計でみる十日町市(平成28年度版)」

## (2) 農 業

本市の農家数及び経営耕地面積を表 2.12、農業従事者、農業就業人口及び基幹的農業従事者を表 2.13、耕作放棄地のある農業経営体数及び面積を表 2.14 に示します。

平成 27 年の農家数は 4,870 戸、経営耕地面積は 446,320 a となっており、経年的な減少傾向となっています。

平成 27 年の農業従事者数は 7,951 人、農業就業人口は 3,848 人、基幹的農業従事者数は 2,738 人となっており、農業従事者数及び農業就業人口は経年的な減少傾向となっています。

平成 27 年の耕作放棄地面積は、市域全体で 34,386 a となっています。

表 2.12 農家数及び経営耕地面積

(各年2月1日現在)

	総農家		販売農家		自給的農家	
	農家数	経営耕地面積(a)	農家数	経営耕地面積(a)	農家数	経営耕地面積(a)
H7年	7,121	581,240	5,630	551,366	1,491	29,874
H12年	6,629	550,409	5,087	519,333	1,542	31,076
H17年	6,192	538,965	4,616	508,687	1,576	30,278
H22年	5,593	501,930	3,993	471,497	1,600	30,433
H27年	4,870	446,320	3,367	417,415	1,512	28,905

注記) 平成27年の総農家数は販売農家数と自給的農家数の合計値と一致しないが、出典のままとした。

出典 ; 「統計でみる十日町市(平成 28 年度版)」

表 2.13 農業従事者、農業就業人口及び基幹的農業従事者(販売農家)

(各年2月1日現在)

単位 ; 人

	農業従事者			農業就業人口			基幹的農業従事者※		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
H12年	14,222	8,094	6,128	6,651	3,067	3,584	2,875	2,022	853
H17年	12,538	7,128	5,410	6,341	3,131	3,210	3,006	2,228	778
H22年	10,577	6,081	4,496	5,183	2,751	2,432	3,289	2,309	980
H27年	7,951	4,717	3,234	3,848	2,127	1,721	2,738	1,933	805

※ 農業に主として従事した世帯員(農業就業人口)のうち、調査期日前1年間のふだんの主な状態が「仕事に従事していた者」のことをいう。

出典 ; 「統計でみる十日町市(平成 28 年度版)」

表 2.14 耕作放棄地のある農業経営体数及び面積

(平成27年2月1日現在)

	耕作放棄地計		田		畑(樹園地を除く)		樹園地	
	実経営体数	面積(a)	経営体数	面積(a)	経営体数	面積(a)	経営体数	面積(a)
十日町地域	546	13,804	362	8,683	298	5,121	0	
川西地域	177	4,527	91	2,109	127	2,415	1	3
中里地域	210	6,852	148	3,494	127	3,358	0	
松代地域	137	3,742	123	3,463	42	279	0	
松之山地域	150	5,461	134	4,679	52	779	1	4
総数	1,220	34,386	858	22,428	646	11,951	2	7

注記) 端数処理の関係で合計が合わない箇所がある。

出典 ; 「統計でみる十日町市(平成 28 年度版)」

## (3) 製造業

本市の製造業に係る事業所数、従業者数及び製造品出荷額等を表 2.15 に示します。

平成 26 年は事業所数が 159 事業所、従業者数は 3,242 人、製造品出荷額等の総額は 4,598,676 万円となっています。

事業所数が多い産業は、「繊維工業」の 49 事業所、次いで「食料品製造業」の 28 事業所となっています。

従業者数では、「繊維工業」の 823 人、次いで「食料品製造業」の 572 人であり、事業所数と同様の順となっています。

製造品出荷額等では、高い順に「食料品製造業」、次いで「繊維工業」となっています。

表 2.15 製造業に係る事業所数、従業者数及び製造品出荷額等

(平成26年12月31日現在)

	事業所数	従業者数(人)	製造品出荷額等(万円)	
			総額	うち製造品出荷額
食料品製造業	28	572	1,264,502	1,244,813
飲料・たばこ・飼料製造業	5	41	81,321	80,754
繊維工業	49	823	734,584	717,260
木材・木製品製造業(家具を除く)	4	34	54,528	29,260
家具・装備品製造業	4	21	22,442	22,442
印刷・同関連業	3	60	67,717	67,717
化学工業	1	23	×	—
石油製品・石炭製品製造業	1	5	×	×
プラスチック製品製造業	5	124	150,559	147,597
ゴム製品製造業	1	188	×	—
なめし革・同製品・毛皮製造業	3	29	35,219	35,219
窯業・土石製品製造業	6	102	192,671	173,202
非鉄金属製造業	1	55	×	—
金属製品製造業	8	109	103,924	103,669
生産用機械器具製造業	7	170	272,780	242,136
業務用機械器具製造業	1	33	×	×
電子部品・デバイス・電子回路製造業	6	326	243,447	243,051
電気機械器具製造業	12	198	315,000	315,000
情報通信機械器具製造業	3	156	297,245	297,245
輸送用機械器具製造業	2	18	×	×
その他の製造業	9	155	208,295	205,917
合計	159	3,242	4,598,676	4,479,330

注記) 「×」は秘匿(公表できない)数値であるもの。

出典; 「統計でみる十日町市(平成 28 年度版)」

## (4) 商 業

本市の商業に係る事業所数、従業者数及び年間商品販売額を表 2.16 に示します。

平成 26 年は事業所数が 674 事業所、従業者数は 3,809 人となっています。

事業所数が多い産業は、「その他の小売業」の 192 事業所、次いで「飲食料品小売業」の 164 事業所となっています。

従業者数では、「飲食料品小売業」の 1,102 人、次いで「その他の小売業」の 1,040 人となっています。

年間商品販売額では、高い順に「飲食料品卸売業」、次いで「飲食料品小売業」となっています。

表 2.16 商業に係る事業所数、従業者数及び年間商品販売額

(平成26年7月1日現在)

	事業所数	従業者数(人)	年間商品販売額 (百万円)
織 維 ・ 衣 類 等 卸 売 業	38	249	6,231
飲 食 料 品 卸 売 業	39	246	16,921
建 築 材 料、 鉱 物・ 金 属 材 料 等 卸 売 業	27	170	7,724
機 械 器 具 卸 売 業	15	93	3,028
そ の 他 の 卸 売 業	16	55	2,871
各 種 商 品 小 売 業	1	106	×
織 物・ 衣 服・ 身 の 回 り 品 小 売 業	80	226	2,525
飲 食 料 品 小 売 業	164	1,102	16,415
機 械 器 具 小 売 業	77	458	9,861
そ の 他 の 小 売 業	192	1,040	×
無 店 舗 販 売	25	64	529
合 計	674	3,809	92,901

注記)「×」は秘匿(公表できない)数値であるもの。

出典 ; 「統計でみる十日町市(平成 28 年度版)」

## 2-3 土地利用の状況

本市における地目別面積を表 2.17 に示します。

平成 28 年の地目別面積では、「雑種地、その他」が 5 割、「山林」が 3 割、「田」が 1 割を占めており、「宅地」は約 2%となっています。

本市の市街地は、信濃川右岸の河岸段丘上に形成され、田川、川治川の 2 本の河川が市街地内を貫流し、信濃川に合流しています。市街地周辺には、信濃川沿いに水田地帯が広がり、この水田地帯や背後の丘陵部などに集落地が広く点在しています。

本市南部の当間山山麓では、温泉、ゴルフ、スキーなどが楽しめる保養・レクリエーション施設が立地しています。

都市計画区域としては、行政区域の一部で定められています。このうち、十日町駅周辺及び川西地域の市街地で用途区域が定められているが、今後著しい人口増加などに伴う市街地拡大の可能性が低いことから区域区分は設定されていません。

表 2.17 地目別面積

(平成28年1月1日現在)

単位； ha、%

	総面積	田	畑	宅地	池沼、 鉱泉地	山林	原野	雑種地、 その他
面積	59,039.0	6,271.0	2,204.2	1,249.0	212.2	17,505.6	2,127.1	29,469.9
割合	100.00	10.62	3.73	2.12	0.36	29.65	3.60	49.92

出典； 「統計でみる十日町市(平成 28 年度版)」

## 2-4 財政の状況

本市の市町村財政比較分析結果(普通会計決算)を表 2.18 に示します。

財政力指数については、市町村合併により広域化したことに伴う財政需要の増加、景気低迷等による税収の低水準化のため、類似団体内の順位は 63 位となっています。

経常収支比率については、合併前における景気対策や地域振興のため普通会計の投資的事業を積極的に進めたことにより公債費が嵩んでいることや豪雪地であるため除排雪経費(維持補修費)が多額となっており、これらが経常収支比率を押し上げる要因となっています。

人口 1 人当たり人件費・物件費等決算額については、市町村合併による職員数の増加、豪雪地であることによる除排雪経費(維持補修費)が類似団体に比して高いことから、類似団体内の順位は 71 位となっています。

将来負担比率については、十日町地域広域事務組合の新消防庁舎建設に伴い組合債残高が増加し、組合等負担等見込額が増加したものの、基準財政需要額算入見込額の増加により以前よりも比率は減少しています。

実質公債費比率については、合併前における景気対策や地域振興のために普通会計の投資的事業を進めたことや広範囲にわたる簡易水道・下水道整備などの生活基盤整備により、類似団体内の順位は 69 位となっています。



表 2.18 市町村財政比較分析結果(普通会計決算)

(平成27年度)

	財政力指数	経常収支比率	人口1人当たり人件費・物件費等決算額	将来負担比率	実質公債費比率
	(-)	(%)	(円/人)	(%)	(%)
分析値	0.37	92.8	186,357	88.3	12.7
類似団体内順位	63位/78団体	64位/78団体	71位/78団体	61位/78団体	69位/78団体

出典；「十日町市、財政状況資料集(平成27年度)」

---

## 第3節 上位・関連計画

---

### (1) 第二次十日町市総合計画

本市の総合計画では、まちづくりの長期的な指針として、目指すまちの姿や政策の方針を次のとおり示しています。

#### 1) 将来都市像

### 「選ばれて 住み継がれるまち とおかまち」

私たちは、これまで地域に脈々と受け継がれてきた自然、文化、知恵、絆などの財産の価値をさらに高め、また新たな価値や魅力を育てて、愛着と誇りをもって住んでいけるまちを未来に手渡していかなければなりません。

そのためには、現在の市民のみならず、未来の市民や他のまちで暮らしている人からも十日町市が住みたいまちとして選ばれることが重要です。さらに、国内外の人たちが、十日町市を魅力的な観光地として選んだり、十日町市の産品を求めたりするなど、誰からも選ばれるまちを目指して、地域の魅力をよりいっそう磨き上げていきます。

#### 2) 計画期間

第二次十日町市総合計画の計画期間は、平成28年度(2016年度)から平成37年度(2025年度)までの10年間とします。

#### 3) まちづくりの方針

##### 基本方針1 人にやさしいまちづくり

- ① 安心して子どもを産み育てられるまち
- ② ふるさとを愛し自立して社会で生きる子どもを育てるまち
- ③ 地域で支え合う福祉のまち
- ④ すべての市民が尊重され活躍できるまち

##### 基本方針2 活力ある元気なまちづくり

- ① 怒涛の人の流れで活気あふれるまち
- ② 活力ある農林業と魅力的な里山のあるまち
- ③ 力強い産業と雇用を育むまち
- ④ 誰もが自由に楽しく学び多様な文化にふれあえるまち

⑤ 住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまち

基本方針3 安全・安心なまちづくり

- ① 災害に強く安心して暮らせるまち
- ② 生涯元気で健やかに暮らせるまち
- ③ **環境にやさしく自然と調和するまち**
- ④ 暮らしや経済活動を支える基盤の充実したまち
- ⑤ 雪とともに生きるまち

5つの戦略

- ① 次代を担う「人財」を育てます
- ② 十日町市への人の流れを加速します
- ③ 新しい力で産業を活性化します
- ④ 再生可能エネルギーを最大限創り出します
- ⑤ 健康な高齢者を増やします

【ごみ・し尿対策】

① ごみ減量化・リサイクルの推進

- ・環境にやさしい循環型のまちを目指し、3Rを普及啓発し、市民にごみを出さない生活様式への転換を促します。
- ・ごみ分別収集方法を、ホームページやスマートフォンアプリなどを介して、市民に分かり易く情報提供ができるよう取組を推進します。
- ・分別収集の徹底を図るとともに、家庭での生ごみの堆肥化によるごみの減量を推進するために、生ごみ処理容器の普及を進めます。

② 再生可能エネルギー導入・省エネルギー対策の推進

- ・廃棄物系バイオマスの燃料化及びバイオガス発電などの取組を進めます。
- ・木質バイオマス、水力、地熱、温泉熱、下水熱、太陽光など再生可能エネルギーを活用した環境にやさしい低炭素社会を目指します。
- ・市民や学校におけるエネルギー教育・活動などの環境教育を推進します。
- ・環境フェアにおいて、事業者と協働しながら市民の再生可能エネルギー・省エネルギーへの関心を高め、関連製品の普及を図ります。
- ・市独自のエコポイント事業を実施し、レジ袋の削減、廃食用油回収協力など家庭からできる温暖化対策の取組を継続して支援します。

③ ごみ焼却施設の延命化

- ・中里地域、松之山地域のごみ処理を十日町エコクリーンセンターに一元化したことにより、さらなる減量化と再資源化を進め、ごみ処理施設の延命化に努めます。

- ④ し尿処理施設の受入体制整備
  - ・津南地域衛生施設組合で処理している中里地域及び松之山地域のし尿を、し尿前処理施設で処理できるよう受入体制の整備を進めます。
- ⑤ 管理型最終処分場の整備
  - ・次期管理型最終処分場建設に向け、各種調査・測量を行い、施設の建設計画を進めるとともに、埋立てごみの減量化を図り延命化に努めます。
- ⑥ 自然環境の保全
  - ・都市部との交流促進やボランティアの育成、環境保護団体や発電事業者との協力などにより、市内外の人たちと一体になった自然環境を維持・保全する活動を支援します。
  - ・不法投棄を防ぐため、啓発看板設置や環境パトロールの活動を支援します。
- ⑦ 安心して暮らせる生活環境づくり
  - ・公害を未然に防ぐため、水質調査の継続や騒音・振動・悪臭・大気汚染などの監視を進めるとともに、市民や事業者からの協力により環境の保全に努めます。
  - ・重金属などの有害物質を含むごみの分別収集を徹底し、土壌・地下水汚染の未然防止に努めます。
- ⑧ 環境保全の意識啓発
  - ・探鳥会をはじめ、昆虫や水中生物などの自然観察会において環境の大切さを学ぶ学習会の実施を推進します。
  - ・ふるさと信濃川教室やサケの稚魚放流活動などを通じ河川環境への関心を高めます。
  - ・環境講演会や環境フェアを開催し、環境問題に関する意識啓発を行うとともに、広報紙などを活用し情報提供を行います。
  - ・環境問題に対する市民の関心と理解を深めるため、ホームページなどを活用し、環境にやさしい暮らし方の情報提供を行います。

【ごみ・し尿対策に係るまちづくりの目標値(平成 32 年度)】

再生可能エネルギーの創出量 ; 20,000MW/年  
 一般廃棄物再資源化率 ; 26%  
 一般廃棄物(ごみ)排出量 ; 17,290 t/年  
 環境美化運動参加者数 ; 7,000 人/年  
 苦情処理件数 ; 65 件/年  
 (水質汚濁、騒音、振動、悪臭、大気汚染、  
 土壌汚染、不法投棄、その他)

(2) 第二次十日町市環境基本計画

本市の環境基本計画では、目指す環境像などを次のとおり示している。

1) めざす環境像

「緑豊かで、潤いと安らぎのあるまち」

2) 計画期間

平成 28 年度を初年度とし、「第二次十日町市総合計画」の期間である平成 37 年度までの 10 年間とします。

3) 環境目標

環境目標 1 人と自然が調和する緑豊かな自然共生社会づくり

方針 1 すべての生命を育む大地の保全

- ① すぐれた自然の適切な保全・管理
- ② 貴重な森林環境の保全
- ③ 良好な自然景観の保全

方針 2 生物多様性保全と持続的な利用

- ① 希少生物の生息・生育状況の把握
- ② 野生鳥獣の保護管理
- ③ 外来生物の対策の強化
- ④ 自然にふれあう場の提供
- ⑤ 自然の恵みの観光振興への活用

方針 3 命が繋がりあう棚田・里山の継承

- ① 農地・山林の適切な維持・保全
- ② 環境に配慮した基盤整備の促進
- ③ 環境保全型農業の推進
- ④ 棚田・里山の維持管理体制の構築

環境目標 2 安心して暮らせる生活環境づくり

方針 1 公害のないまちづくりの推進

- ① 環境公害の継続的な監視
- ② 環境公害の防止・抑制の促進

方針 2 災害に強く安心して暮らせるまちづくりの促進

- ① 地すべり対策の強化
- ② 治山・治水事業の促進
- ③ 空間放射線量の測定

方針3 美しい環境を守り、育てる活動の促進

- ① ポイ捨てやごみの不法投棄の防止
- ② ペットマナーの対策強化
- ③ 環境美化の推進

環境目標3 心豊かな暮らしと文化を育む快適環境づくり

方針1 身近に自然と親しめる緑地・水辺環境の整備

- ① 公園・緑地の計画的な整備
- ② 生態系に配慮した川づくりの促進
- ③ 身近にふれあえる水辺空間の整備

方針2 克雪・利雪対策の充実

- ① 克雪対策の促進
- ② 利雪対策の普及・促進

方針3 地域の文化的特色を活かした景観の保全・形成

- ① 街並み景観の整備
- ② 農村景観の保全・形成
- ③ 歴史・文化遺産の保存と活用

環境目標4 環境負荷をかけない低炭素・循環型社会づくり

方針1 再生可能エネルギーの最大限の創出

- ① 再生可能エネルギーの導入促進
- ② 廃棄物系バイオマスの活用促進
- ③ 低炭素・循環型社会の構築

方針2 省エネルギー・省資源化の促進

- ① 省エネルギー機器の導入促進
- ② 省エネルギー・省資源化に対する意識啓発

方針3 ごみ減量化・リサイクルの推進

- ① 3Rの普及啓発の促進
- ② 廃棄物の減量化の促進

方針4 地球温暖化対策の推進

- ① 温室効果ガス排出削減対策の推進
- ② 森林の二酸化炭素吸収機能の増進

環境目標5 一人ひとりが環境保全に取り組む社会づくり

方針1 環境保全に対する意識啓発

- ① 啓発活動の推進
- ② 環境フェア・講演会の開催

方針2 環境保全に対する市民・事業者・行政の協働

- ① 市民・事業者の参加促進
- ② 市民の自主的活動の支援

方針3 環境に対する地域コミュニティの醸成

- ① 環境教育の推進と支援
- ② 地域の環境保全意識の醸成

方針4 環境に関する情報発信

- ① 環境情報の発信力の強化

【ごみ・し尿対策に係る環境づくりの目標値(平成32年度)】

水 洗 化 率 ; 94%  
公 害 苦 情 処 理 件 数 ; 50 件  
再生可能エネルギーの創出量 ; 20,000MW/年  
一 般 廃 棄 物 再 資 源 化 率 ; 26%  
一 般 廃 棄 物 ( ご み ) 排 出 量 ; 17,290 t/年  
温室効果ガス排出量(市内全域); 256.7 千 t-CO<sub>2</sub>  
環境フェア・環境講演会等参加者数 ; 3,000 人  
環 境 美 化 運 動 参 加 者 数 ; 7,000 人/年  
緑 の 少 年 団 組 織 数 ; 5 校

(3)第3期 十日町市地球温暖化防止対策実行計画

本市の地球温暖化防止対策実行計画では、計画の基本的事項を次のとおり示しています。

1) 計画の目的

上位計画である第二次十日町市環境基本計画における地球温暖化対策に関する分野についての具体的な取組を示す行動プランとして位置づけ、市民・事業者・市が一体となり、地域をあげて地球温暖化対策(温室効果ガス排出量を抑制するため)を推進していくことを目的とします。

2) 計画の基準年・期間・CO<sub>2</sub>削減目標

計画の基準年 ; 平成25年度

計画の期間 ; 平成28年度から平成37年度までの10年間

CO<sub>2</sub>削減目標 ; 平成37年度末までに43%削減

3) 削減のための取組

5つのテーマ、12の方針に基づき、26施策に取り組みます。

(4)十日町市バイオマス活用推進計画(十日町市バイオマス産業都市構想)

本市のバイオマス活用推進計画では、計画の基本的事項を次のとおり示しています。

1) 計画の趣旨

総合計画の基本施策のうち、循環型社会の構築、災害に強いまちづくり、林業を含む総合的な産業振興の実現を目的として、総合計画における重点施策のうち、再生可能エネルギーの創出と森林の保全と整備等の具体的な事業展開を示すものとして策定します。

2) 目指すべき将来像

本構想により、本市に存在する種々のバイオマスの現状と課題を明らかにし、これを活用する事業化プロジェクトを策定し実現することにより、次に示す将来像を目指します。

- |  |   |                       |
|--|---|-----------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 人にやさしいまちづくり</li> <li>② 活力ある元気なまちづくり</li> <li>③ 安全・安心なまちづくり</li> </ul> | } | 「選ばれて 住み継がれるまち とおかまち」 |
|--|---|-----------------------|

3) 計画期間

平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 年間とします。

4) 事業化プロジェクト

- ① 木質燃料の利用拡大
- ② 使用済み紙おむつの燃料化
- ③ きのこと廃菌床の燃料化と肥料化
- ④ 廃棄物系バイオガス発電
- ⑤ もみ殻の燃料化と堆肥化
- ⑥ 廃食用油の BDF 燃料の利用拡大



## 第3章 ごみ処理の状況

### 第1節 ごみ処理の概要

#### 1-1 ごみ処理の流れと形態

本市のごみ処理については、エコクリーンセンター及び霧谷管理型処分場の各施設で処理・処分しています。

以下にごみ種類別の処理・処分の方法を示します。

##### (1) 燃やすごみ

家庭から排出されるごみについては、市による収集(委託)、または直接搬入により回収し、事業所から排出されるものについては、許可業者による収集、または直接搬入により回収しています。

これらの燃やすごみは、エコクリーンセンターへ搬入され、焼却処理した後、焼却残渣を霧谷管理型処分場で埋立処分しています。

##### (2) 埋立てごみ

家庭から排出される埋立てごみについては、市による収集(委託)、または直接搬入により回収し、事業所から排出されるものについては、許可業者による収集、または直接搬入により回収しています。

これらの埋立てごみは、再資源化率を高めるため、再生利用事業者でアルミなど一部の資源物を選別し、再資源化しています。再資源化されないものは、霧谷管理型処分場で埋立処分しています。

##### (3) 可燃性粗大ごみ

可燃性粗大ごみについては、直接搬入により回収し、エコクリーンセンターで破碎後、燃やすごみとともに焼却処理しています。

##### (4) 資源物

家庭から排出される資源物については、市による収集(委託)、または直接搬入により回収し、事業所から排出されるものについては、許可業者による収集、または直接搬入により回収しています。

収集された資源物は、再生利用事業者に直接持ち込まれ、選別・圧縮、資源化されています。なお、市民によってエコクリーンセンターへ直接持ち込まれたものについては、

ストックヤードに一時保管され、その後再生利用事業者を持ち込まれます。

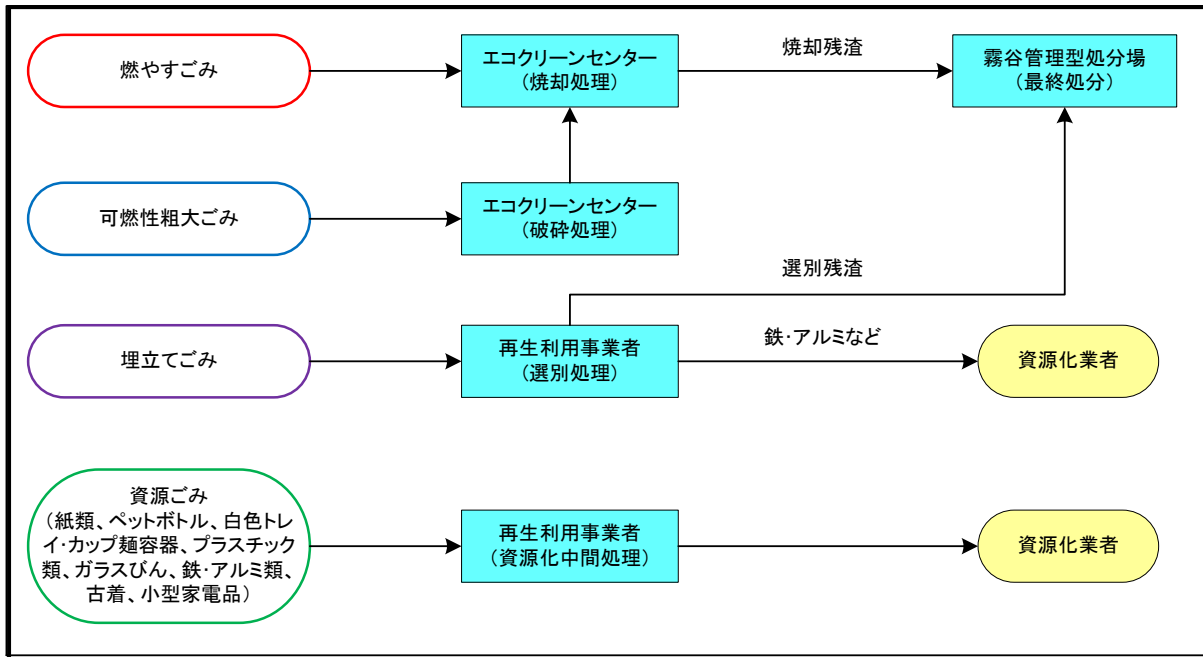


図 3.1 ごみ処理フロー

## 1-2 ごみ排出量の実績及びその性状

### (1) ごみの分別区分

本市のごみの分別区分を表 3.1 に示します。

表 3.1 ごみの分別区分

分別区分	品 目
燃やすごみ	生ごみ、衣類、紙おむつ、ビニール袋、皮革製品、漂白剤容器、ラップ、木の枝、歯ブラシ、生花、ゴム製品、発泡スチロール
埋立てごみ	食器類、板ガラス、傘、樹脂製波板、灯油ポリタンク、蛍光灯(1.5m以内)、カセット、CD、スキー、ラジオ、おもちゃ類、扇風機、掃除機、炊飯器など
電池類	乾電池(ボタン電池含む)、水銀入り体温計、水銀入り血圧計
可燃性粗大ごみ	畳、木材(長さ2.0m・太さ9cm以下)、机、いす、たんす、食器棚など
資源物	ビン類、缶類、ペットボトル類、紙類(新聞紙、ダンボール、雑誌(雑紙含)、牛乳パック)、食品トレイ(発泡スチロール含)の5種類のもの
紙類	A群；新聞紙、段ボール、牛乳パック、ジュースパック(アルミ箔なし) B群；雑誌、紙箱、ちらし、その他紙類
ペットボトル	飲料用、酒類用、醤油用
白色トレイ・カップ麺容器	白色の発泡スチロール製食品用トレイ(納豆は除く)、発泡スチロール製のカップ麺容器
プラスチック類	色・柄のついた食品用トレイ、卵ケース、菓子類の仕切り、果物の透明ケース、シャンプーなどの洗剤容器(漂白剤容器・ポンプは除く)、ハンガー、ポリバケツ、定規、箸箱など
ガラスびん	飲食用びん、調味料用びん、ワンカップ、薬びん、アルコール飲料用びん
鉄・アルミ類	ストーブ、ガスコンロ、ファンヒーター、なべ類、フライパン、スチール家具、スノーダンプ、スプレー缶、空き缶、自転車、一輪車など
古着(衣類)	再利用可能な古着(衣類)(下着類は除く)
小型家電品	携帯電話、パソコン、タブレット端末、電話機、ファクシミリ、ラジオ、携帯ラジオ、デジタルカメラ、ビデオカメラ、フィルムカメラ、DVDビデオ、HDDレコーダ、BDレコーダ、BDプレーヤ、ビデオテープレコーダ(セット)、チューナー、STB、MDプレーヤー、デジタルオーディオプレーヤー(フラッシュメモリ)、デジタルオーディオプレーヤー(HDD)、CDプレーヤー、デッキを除くテープレコーダ、ヘッドホン及びイヤホン、ICレコーダ、補聴器、ハードディスク、USBメモリ、メモリーカード、電子書籍端末、電卓、電子辞書、電子血圧計、電子体温計、ヘアドライヤー、ヘアアイロン、電気かみそり、電気バリカン、電気かみそり洗浄機、電動歯ブラシ、懐中電灯、置時計、腕時計、懐中時計、ゲーム機本体、ミニ電子ゲーム、ハイテク系トレンドトイ、カーナビ、カーカラーテレビ、カーチューナー、カーステレオ、カーラジオ、カーCDプレーヤー、カーDVD、カーMD、カーナビ、カーナビ、カーナビ、カーナビ、VICSユニット、ETC車載ユニット、上記家電品の付属品(リモコン、ACアダプタ、ケーブル、プラグ、ジャック、充電器など)

(2) ごみ排出量の実績

本市のごみ排出量の実績を表 3.2、人口及び排出区分別排出量の推移を図 3.2 に示します。

ごみの総排出量(拠点・集団回収量を含む)は、住民協力のもと各種施策などの効果により減少傾向にあります。現状では、平成 20 年度(22,480 t/年)に比べ 3,908 t/年減少し、18,572 t/年となっています。

拠点・集団回収量は、150 t/年前後で推移しています。

拠点・集団回収を除いた生活系ごみ排出量は、経年的に減少傾向にあります。現状では、平成 20 年度(13,708 t/年)に比べ 2,025 t/年減少し、11,683 t/年となっています。

事業系ごみ排出量は、年度毎の増減はあるものの、全体的には減少傾向にあります。現状では、平成 20 年度(8,647 t/年)に比べ 1,902 t/年減少し、6,745 t/年となっています。

また、ごみ排出量の内訳を示す分別・収集区分別排出量の実績を表 3.3 に示します。

表 3.2 ごみ排出量の実績

単位 人口；人、ごみ量；t/年、1人1日あたり排出量；g/人・日

	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
行政区域内人口	61,052	60,418	59,746	58,941	58,470	57,570	56,712	55,655	54,741
生活系ごみ (拠点・集団回収を除く)	13,708	13,336	12,938	13,280	12,847	12,837	12,433	12,429	11,683
事業系ごみ	8,647	7,886	8,205	7,685	8,079	8,053	7,527	8,032	6,745
拠点・集団回収*	125	168	163	178	17	15	168	158	144
総排出量	22,480	21,390	21,306	21,143	20,943	20,905	20,128	20,619	18,572
拠点・集団回収を除く排出量	22,355	21,222	21,143	20,965	20,926	20,890	19,960	20,461	18,428
1人1日あたり排出量	1,008.8	970.0	977.0	982.8	981.3	994.9	972.4	1,015.0	929.5
1人1日あたり排出量 (拠点・集団回収除く)	1,003.2	962.3	969.5	974.5	980.5	994.1	964.3	1,007.2	922.3
1人1日あたり排出量 (生活系ごみ)	620.8	612.4	600.8	625.6	602.8	611.6	608.7	619.6	591.9

※ 平成 24～25 年度の排出量については、一部品目の排出量が不明である。

出典； 環境衛生課資料

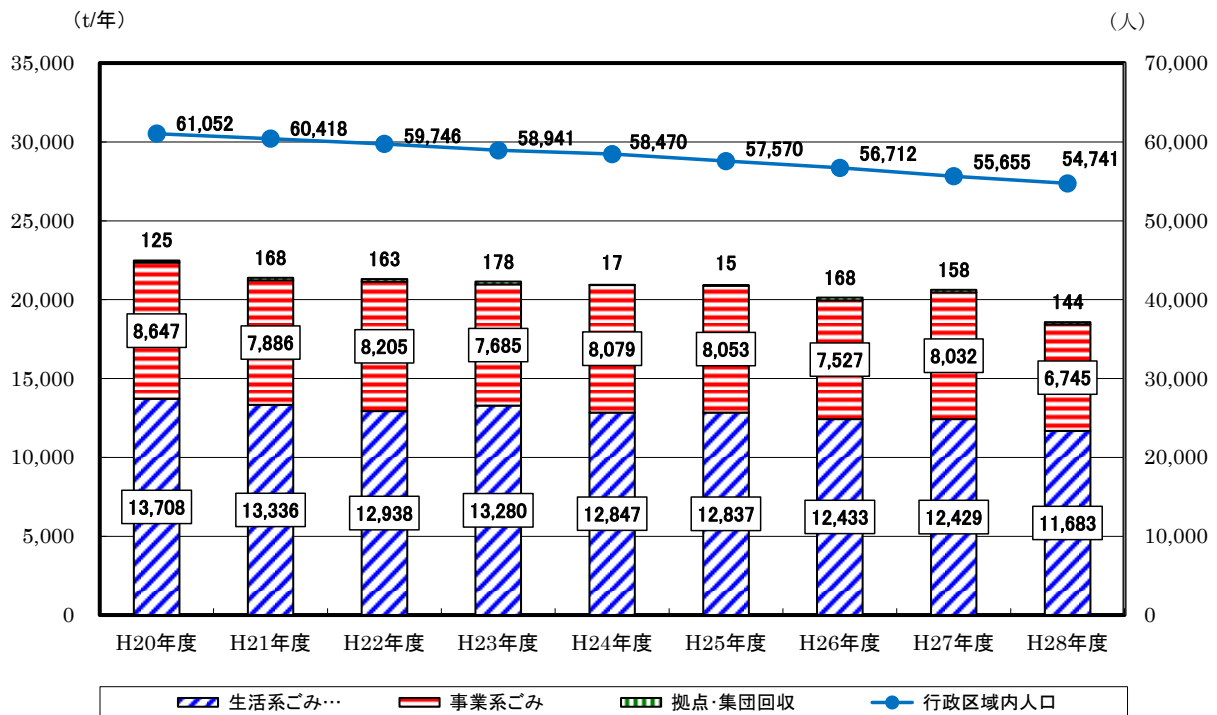


図 3.2 人口及び排出区分別排出量の推移

表 3.3 分別・収集区分別排出量の実績

単位：t/年

項目		実績									
		H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	
行政区内人口(人)		61,052	60,418	59,746	58,941	58,470	57,570	56,712	55,655	54,741	
生活系ごみ	燃やすごみ	8,892	8,809	8,416	8,622	8,563	8,491	8,439	8,322	8,004	
	埋立てごみ(電池類を含む)	645	603	610	619	586	591	538	537	491	
	資源物※	4,171	3,924	3,912	4,039	3,698	3,755	3,456	3,570	3,188	
	紙類	2,350	2,173	2,145	2,256	2,046	2,107	1,979	1,971	1,707	
	鉄・アルミ類	551	480	478	492	403	376	287	407	298	
	ガラスびん	485	475	478	478	460	462	428	408	389	
	ペットボトル	124	130	145	144	148	145	135	117	128	
	白色トレイ・カップ麺容器	28	27	26	27	22	26	25	20	21	
	プラスチック類	179	186	203	203	210	207	200	201	229	
	古着(衣類)【直接搬入】							2	3	7	
	小型家電品【直接搬入】										
	生ごみ【川西地域のみ】	454	453	437	439	409	432	400	443	409	
	小計	13,708	13,336	12,938	13,280	12,847	12,837	12,433	12,429	11,683	
	拠点・集団回収	新聞紙	107	149	143	155	-	-	44	43	38
		ダンボール							110	100	91
廃食用油		18	19	20	23	17	15	14	15	15	
小計		125	168	163	178	17	15	168	158	144	
家庭系ごみ計		13,833	13,504	13,101	13,458	12,864	12,852	12,601	12,587	11,827	
事業系ごみ	燃やすごみ(粗大を含む)	7,100	6,385	6,851	6,614	7,101	7,118	6,707	7,080	5,948	
	埋立てごみ(粗大を含む)	328	390	446	358	394	382	327	368	316	
	資源物※	1,219	1,111	908	713	584	553	493	584	481	
	紙類	1,078	982	779	588	475	465	432	502	437	
	鉄・アルミ類	71	58	54	55	51	35	7	15	0	
	ガラスびん	55	60	59	55	47	45	32	41	11	
	ペットボトル	15	11	16	15	11	8	22	26	32	
	白色トレイ・カップ麺容器	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	プラスチック類	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
事業系ごみ計	8,647	7,886	8,205	7,685	8,079	8,053	7,527	8,032	6,745		
総ごみ(ごみ量合計)		22,480	21,390	21,306	21,143	20,943	20,905	20,128	20,619	18,572	

注記) 表中の「-」は不明であることを示す。

※ 平成 27 年度以前の中里地域及び松之山地域における資源物排出量の内訳が不明であったため、十日町地域、川西地域及び松代地域の実績値に基づいて比率按分により設定した。

出典； 環境衛生課資料

(3)ごみ質の状況

エコクリーンセンターにおける燃やすごみの組成分析結果を表 3.4 及び図 3.3 に示します。

紙・布類が 5 割、ビニールなどが 2 割、木材などが 1 割、ちゅう芥類が 1 割程度含まれています。

表 3.4 燃やすごみの組成分析結果

分析項目		単位	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
ごみ組成	紙・布類	%	46.4	58.8	47.0	52.9	47.7
	ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類	%	17.7	15.5	29.8	21.4	20.4
	木材、ワラ類	%	10.4	4.3	8.4	5.5	10.9
	ちゅう芥類	%	8.4	9.9	5.0	11.5	12.8
	不燃物類	%	10.0	3.0	6.2	3.5	3.8
	その他	%	7.1	7.5	3.7	5.3	4.5
	計※	%	100.0	99.0	100.1	100.1	100.1
単位体積重量	kg/m <sup>3</sup>		237.8	184.5	163.8	157.0	213.3
水分	%		48.4	52.2	34.7	42.8	37.1
生ごみの灰分	%		10.9	4.9	9.5	8.9	7.6
可燃分	%		40.7	43.0	55.9	48.3	55.4
低位発熱量	kJ/kg		6,456.7	6,781.5	9,653.3	8,014.1	9,502.7

※ 年 4 回測定の平均値であるため、計が 100%にならない箇所がある。

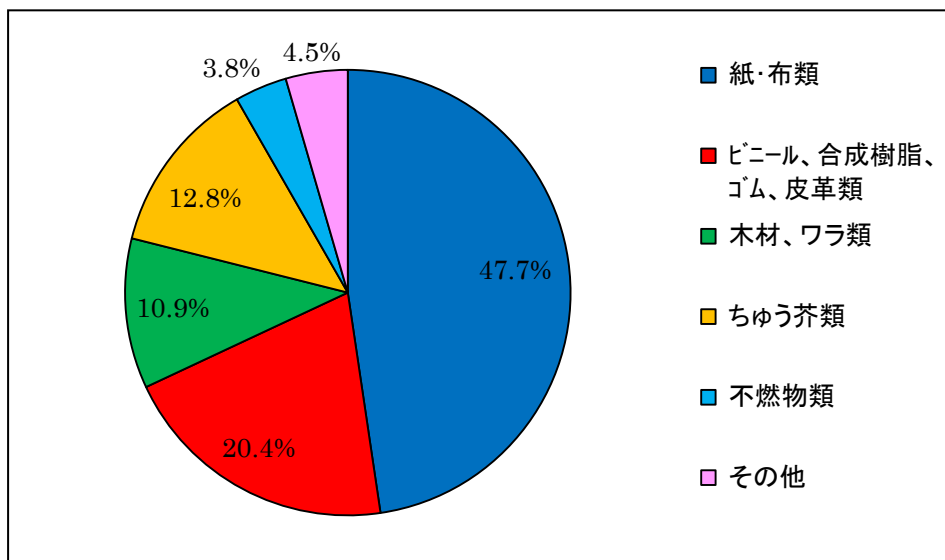


図 3.3 燃やすごみの組成 (平成 28 年度)

(4) 温室効果ガス排出量の実績

本市の一般廃棄物焼却に係る温室効果ガスの排出状況を表 3.5 に示します。

平成 28 年度のごみ焼却量は、平成 25 年度に比べて減少しているものの、廃プラスチック類の混入率が高かったため、温室効果ガス排出量が増加しています。

表 3.5 一般廃棄物焼却に係る温室効果ガスの排出状況

単位； t-CO<sub>2</sub>/年

区 分	実 績		目 標
	H25年度	H28年度	H32年度
一般廃棄物焼却	3,465	3,926	2,015

出典；「十日町市地球温暖化対策実行計画 ～第3期事務事業編～  
平成 28 年度取組結果」

1-3 ごみの減量化・再生利用の実績

(1) 資源物回収の状況

本市の資源物の回収状況を表 3.6 に示します。

資源物回収量は、年度毎の増減はあるものの、全体的には減少傾向にあります。

現状では、平成 20 年度(5,390 t/年)に比べ 1,721 t/年減少し、3,669 t/年となっています。

表 3.6 資源物の回収状況

単位； t/年

項 目	実 績									
	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	
生活系	紙類	2,350	2,173	2,145	2,256	2,046	2,107	1,979	1,971	1,707
	鉄・アルミ類	551	480	478	492	403	376	287	407	298
	ガラスびん	485	475	478	478	460	462	428	408	389
	ペットボトル	124	130	145	144	148	145	135	117	128
	白色トレイ・カップ類容器	28	27	26	27	22	26	25	20	21
	プラスチック類	179	186	203	203	210	207	200	201	229
	古着(衣類)【直接搬入】							2	3	7
	小型家電品【直接搬入】									
	生ごみ【川西地域のみ】	454	453	437	439	409	432	400	443	409
	小 計	4,171	3,924	3,912	4,039	3,698	3,755	3,456	3,570	3,188
事業系	紙類	1,078	982	779	588	475	465	432	502	437
	鉄・アルミ類	71	58	54	55	51	35	7	15	0
	ガラスびん	55	60	59	55	47	45	32	41	11
	ペットボトル	15	11	16	15	11	8	22	26	32
	白色トレイ・カップ類容器	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	プラスチック類	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	小 計	1,219	1,111	908	713	584	553	493	584	481
合 計	5,390	5,035	4,820	4,752	4,282	4,308	3,949	4,154	3,669	

出典；環境衛生課資料

(2) 拠点・集団回収の状況

本市の拠点・集団回収の状況を表 3.7 に示します。

拠点・集団回収量は、横ばいの傾向になっています。

表 3.7 拠点・集団回収の実績

単位：t/年

項目	実績								
	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
新聞紙	107	149	143	155	-	-	44	43	38
ダンボール							110	100	91
廃食用油	18	19	20	23	17	15	14	15	15
合計	125	168	163	178	17	15	168	158	144

注記) 表中の「-」は不明であることを示す。

出典； 環境衛生課資料

1-4 ごみ処理経費

本市のごみ処理経費の推移を表 3.8 及び図 3.4 に示します。

ごみ処理経費は、年間約 4 億円(平成 28 年度)を要しており、市民 1 人当たりに換算すると 7,248 円/年、1 世帯当たりに換算すると 19,952 円/年となっています。

表 3.8 ごみ処理経費の推移

単位； 千円

項目	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
ごみ処理費用総額	320,333	307,220	324,936	326,493	396,772
収集運搬処理委託料	163,096	156,699	162,182	159,459	199,487
施設等管理委託料	35,469	35,557	38,810	45,682	91,944
指定ごみ袋製造保管配送業務委託料				18,673	14,364
焼却灰処分委託料	16,330	8,788	6,065	14,519	3,286
ごみ処理薬剤等消耗品費				17,688	20,680
ごみ指定袋作成など消耗品費		22,377	23,289		
薬剤など消耗品費	12,858				
燃料費	2,941	2,336	932	1,574	2,244
収集カレンダーなど印刷製本費		714	823	823	975
ごみ指定袋作成など印刷製本費	9,422				
光熱水費	32,294	37,400	40,232	35,422	32,581
修繕費	10,552	1,471	12,820	1,778	7,163
ごみ指定袋販売、検査など手数料	12,062	14,224	10,273	20,412	20,543
その他	25,309	27,654	29,510	10,463	3,505
市民1人当たり	6,337	6,167	6,621	6,782	7,248
1世帯当たり	18,332	17,647	18,701	18,933	19,952

注記) 平成 27 年度以前は、十日町地域、川西地域及び松代地域に係る経費のみを計上している。

出典； 「十日町市のごみ処理の概要」、環境衛生課資料



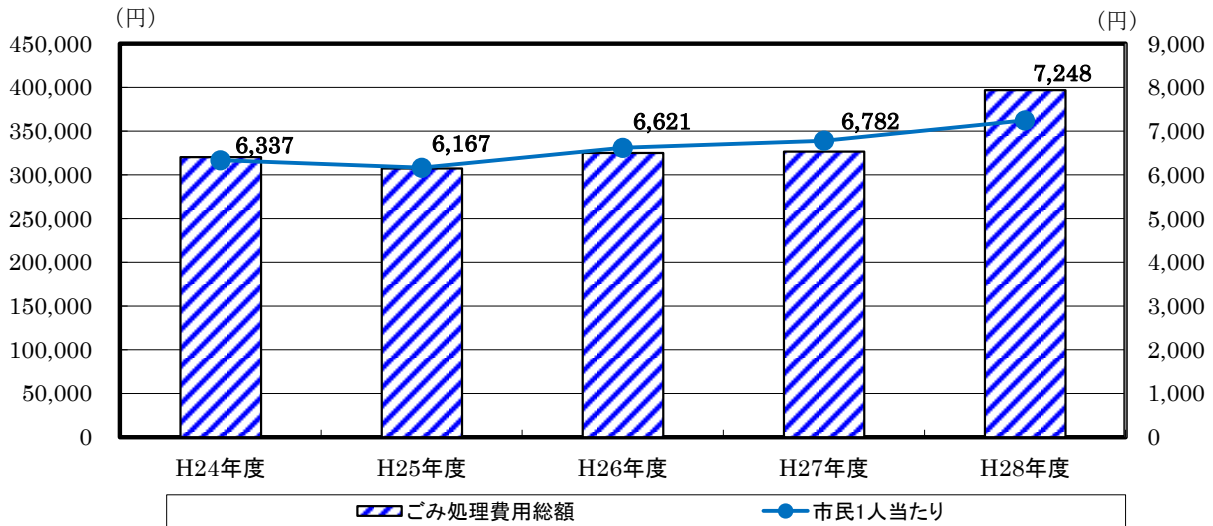


図 3.4 ごみ処理経費の推移

### 1-5 ごみ処理体制

#### (1) 収集運搬

##### 1) 収集運搬体制

本市の収集運搬体制は、生活系ごみが委託収集及び自己搬入、事業系ごみが許可業者及び自己搬入としています。

##### 2) 収集頻度及び方法

本市における収集頻度及び方法を表 3.9 に示します。

燃やすごみの収集頻度は週 2 回、埋立てごみ、電池類及び資源物の一部は月 1 回、ペットボトル及び鉄・アルミ類は月 2 回、プラスチック類は月 3 回とし、ステーション回収によって収集しています。なお、古着、小型家電品及び可燃性粗大は直接搬入のみとしています。

表 3.9 収集頻度及び方法

	燃やすごみ	埋立てごみ	電池類	資源物						可燃性粗大ごみ
				右記以外	ペットボトル	鉄・アルミ類	プラスチック類	古着(衣類)	小型家電品	
収集回数	2回/週		1回/月		2回/月		3回/月		—	
収集方法	ステーション回収						直接搬入			

##### 3) 集積所数

本市における集積所の箇所数を表 3.10 に示します。

表 3.10 集積所の箇所数

地域	十日町	川西	松代	中里	松之山	合計
箇所数	775	85	81	85	70	1,096

出典；「平成 29 年度一般廃棄物処理実施計画」

(2) 一般廃棄物処理施設の概要

1) 中間処理施設

本市の中間処理施設の概要を表 3.11～表 3.12 及び図 3.5 に示します。

表 3.11 中間処理施設の概要(焼却処理施設)

管理主体	十日町市
施設名称	エコクリーンセンター(焼却処理施設)
所在地	十日町市丑915番地2
供用開始	平成5年9月
処理能力	135 t/日
処理方式	連続燃焼式(ストーカ)

表 3.12 中間処理施設の概要(粗大ごみ処理施設)

管理主体	十日町市
施設名称	エコクリーンセンター(粗大ごみ処理施設)
所在地	十日町市丑915番地2
供用開始	平成5年9月
処理能力	6 t/5 h
処理方式	油圧せん断式



図 3.5 エコクリーンセンター

2) 最終処分場

本市の最終処分場の概要を表 3.13 及び図 3.6 に示します。

表 3.13 最終処分場の概要

管理主体	十日町市
施設名称	霧谷管理型処分場(最終処分場)
所在地	十日町市霧谷己652
供用開始	平成17年3月
埋立面積	6,500 m <sup>2</sup>
埋立容量	53,000 m <sup>3</sup>
埋立期間	15年間(計画)
埋立方式	セル・サンドイッチ方式
しゃ水方式	二重遮水シート
浸出水処理施設の処理能力	50 m <sup>3</sup> /日
浸出水処理方式	カルシウム除去(凝集沈殿)+生物学的脱窒(接触ばっ気)+凝集沈殿+砂ろ過+活性炭吸着+キレート吸着(水銀用、一般重金属用)+消毒+放流



図 3.6 霧谷管理型処分場

霧谷管理型処分場への搬入状況を表 3.14 に示します。

平成 27 年 11 月 17 日時点での累計埋立容量は 31,623.9 m<sup>3</sup>、残余容量は 21,376.1 m<sup>3</sup>となっており、計画供用期間(平成 17 年度より 15 年間)中に満量になることはない見通しです。

表 3.14 最終処分場搬入状況

単位 ; t

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
焼却残渣	1,414	1,457	1,423	1,347	1,564
埋立てごみ(選別後)	802	775	666	683	660
し尿汚泥	529	265			
合 計	2,745	2,497	2,089	2,030	2,224
累計埋立容量(m <sup>3</sup> )				31,623.9	

注記) 平成 27 年度の累計埋立容量は、平成 27 年 11 月 17 日時点の値である。

出典 ; 「十日町市のごみ処理の概要」、 「霧谷管理型処分場残余容量測定業務委託調査報告書」

### 3) 施設の位置

本市の一般廃棄物処理施設の位置を図 3.7 に示します。

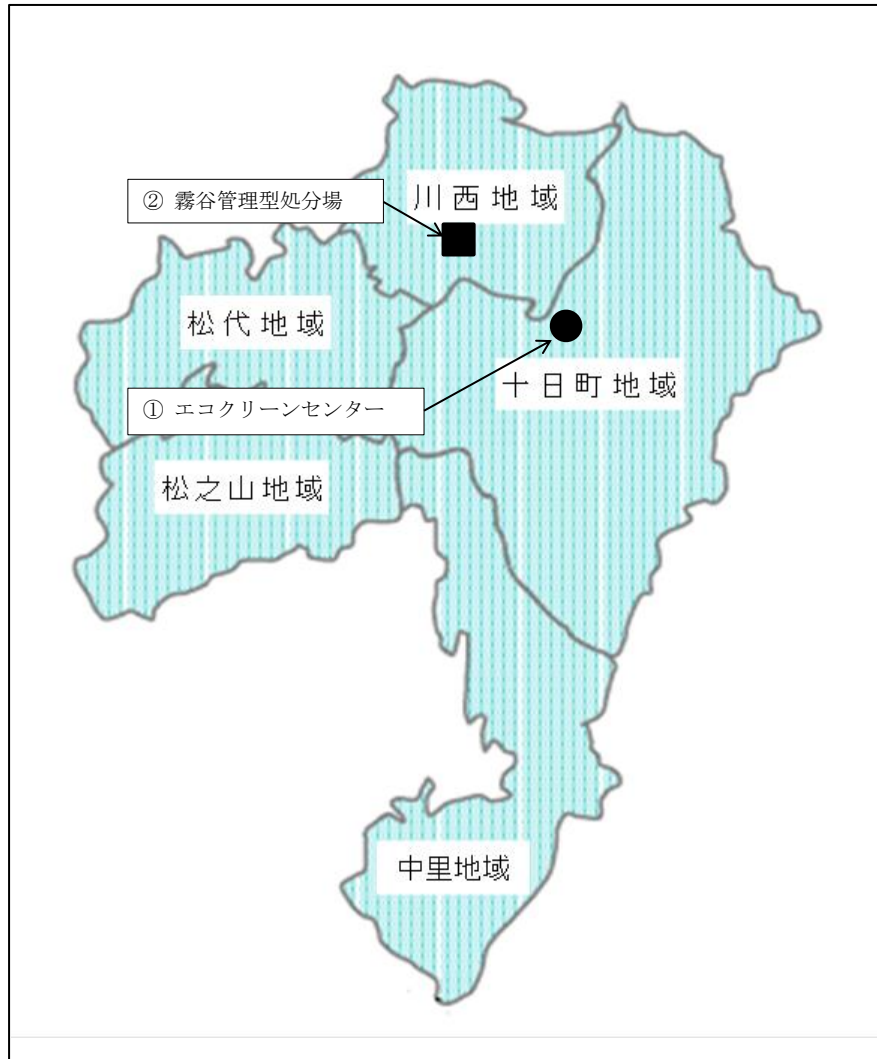


図 3.7 一般廃棄物処理施設(中間処理施設、最終処分場)の位置

### 1-6 ごみ処理の評価

市町村が行う一般廃棄物処理事業の目的はこれまでの公衆衛生の向上や公害問題の解決のみならず、循環型社会形成を目指すものとなっており、平成 19 年 6 月に環境省から公表(平成 25 年 4 月改訂)された「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針(以下、「一般廃棄物処理システムの指針」という。)」において、「市町村は、自らの一般廃棄物処理システムについて、環境負荷面、経済面等から、客観的な評価を行い、住民や事業者に対して明確に説明できるよう努めるものとする。」とされています。

よって、ここでは一般廃棄物処理システムの指針に示される「市町村一般廃棄物処理システム比較分析表」による評価を行うものとします。

市町村一般廃棄物処理システム比較分析表とは、環境省より公表された全国の市町村における実績データ及び「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール(平成 26 年度実績

版)」を用いて、客観的に評価を行うために定められた「標準的な指標値」によって評価を行うものです。なお、今回の評価にあたっては、表 3.15 に示す類型区分によって、人口や産業構造の類似した全国 102 市町村(本市を含む)における平均値をベースとして比較しました。

市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツールによる算出結果を表 3.16、標準的な指標値によるレーダーチャートを図 3.8 に示します。

本市の「人口 1 人 1 日当たりごみ総排出量」は平均よりやや多く、平均値を 100 とした場合の対比值では 97.5 となり、「廃棄物のうち最終処分される割合」の対比值は 69.3 と平均を下回っています。一方、「廃棄物からの資源回収率」は平均よりも高くなっており、良好な状況にあるといえます。なお、「人口 1 人当たり年間処理経費」及び「最終処分減量に要する費用」は共に対比值で 130 以上となっています。

ごみ処理状況に係る指標値とごみ処理経費に係る指標値は基本的にトレードオフの関係にあるものの、今後も費用対効果に優れた施策の集中と選択によって、現状の処理状況を保ちつつ、経済性を追求していく必要があります。

表 3.15 本市の類型区分

人 口	57,368人			
産 業	Ⅱ次・Ⅲ次人口比率	87.4%	Ⅲ次人口比率	55.8%

↓

類型区分	都市形態	都市		
	人口区分	Ⅱ	50,000人以上～100,000人未満	
	産業構造	1	Ⅱ次・Ⅲ次人口比95%未満、Ⅲ次人口比55%以上	

出典； 市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール(平成 26 年度実績版)

表 3.16 評価支援ツールによる算出結果(平成 26 年度実績)

標準的な指標	人口1人1日当たり ごみ総排出量	廃棄物からの資源 回収率(RDF・セメ ント原料化等除く)	廃棄物のうち最終 処分される割合	人口1人当たり 年間処理経費	最終処分減量 に要する費用
	kg/人・日	t/t	t/t	円/人・年	円/t
平均	0.936	0.168	0.096	11,288	34,354
最大	1.288	0.563	0.286	24,281	92,550
最小	0.626	0.055	0.000	0	0
本市の値	0.959	0.200	0.125	7,111	20,995
指数値	97.5	118.9	69.3	137.0	138.9

注記) 指標値=平均値を100とした場合の対比值(数値が100を超えると平均よりも優秀といえる)

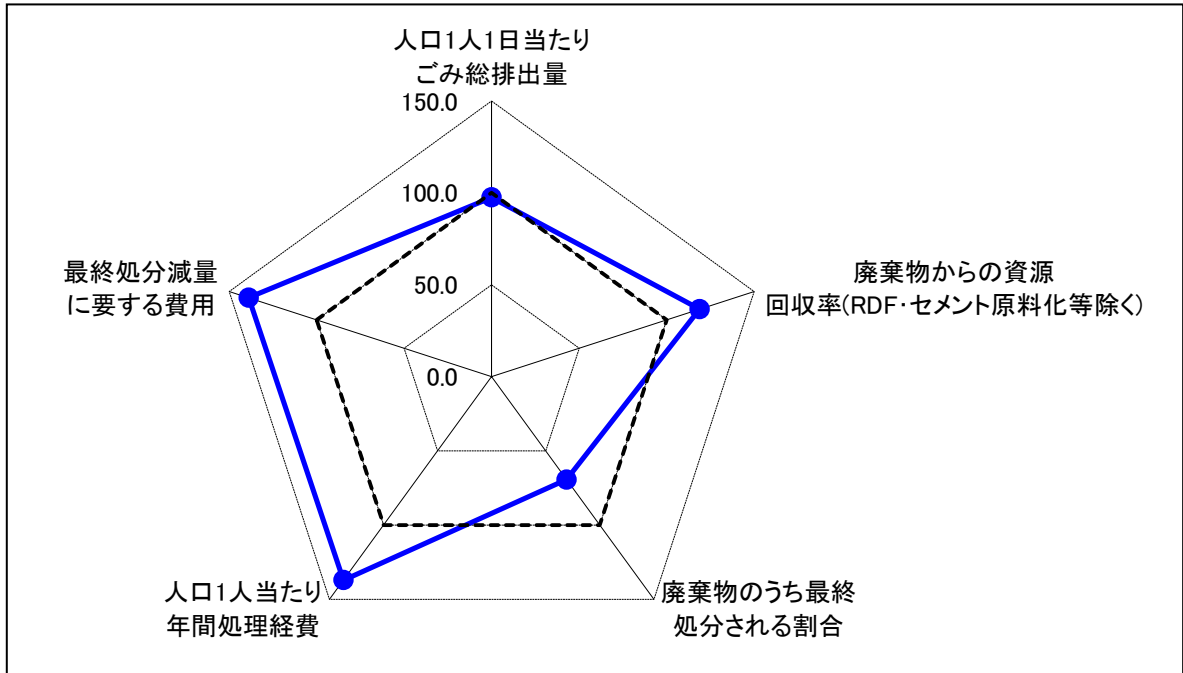


図 3.8 標準的な指標値によるレーダーチャート

---

## 第2節 ごみ処理技術の動向

---

### 2-1 収集運搬技術

ごみ収集運搬は非常に経費のかかる作業であり、廃棄物処理経費のうちに占める割合は非常に高くなります。

近年では、分別収集区分数の増加や交通事情の悪化など、経費の増大をもたらす要因が増えており、ますます計画的に合理的なごみ収集運搬システムを導入することが求められ、収集運搬に係る体系的な整理・実践が試みられています。

収集方式として日本で適用されている方式には、ステーション収集及び戸別収集があり、ステーション収集が最も一般的な方法といえます。ステーション方式は、ごみの排出方法によって袋等収集方式、専用コンテナ方式及び大容量コンテナ方式に分類することができます。

戸別収集は、道路脇収集、玄関口収集、敷地内収集及び建物内収集などに分かれ、日本では道路脇収集が多数を占めています。また、収集作業を完全自動化したシステムとして真空輸送システムがあります。これは、パイプを用いてごみを自動的に収集する方式であり、新住宅市街地や再開発地域に採用される事例があるが、現況においては、分別区分の多様化やごみの減量によって廃止されるケースが多くなっています。

### 2-2 中間処理技術

中間処理の主要な方法としては、焼却、溶融、ガス化改質、分解、醗酵、破碎・選別などが挙げられ、分別も中間処理の概念に包括されます。

### 2-3 最終処分技術

最終処分は、家庭や事業所などから排出されるごみを資源回収や減容・減量化などの中間処理を経由した後、衛生的に生活環境を保全しながら埋め立てる必要があります。

埋立処分技術としては、以前は上部が開放された構造による準好気性埋立方式が主流であったが、近年、自然条件に左右されず、安定的な処分を目的としたクローズドシステム最終処分場が主流になりつつあります。クローズドシステム最終処分場は、自然条件の人為的な制御の他、埋立地の外観が見えないことから、従来の最終処分場のイメージを解消できることや処分場の地域融和として、上部の覆蓋を利用した施設を地域住民へ早期開放することが可能な施設です。



## 第3節 関連法令の整理

### 3-1 国の関係法令等

廃棄物に関する法体系を図 3.9 に示します。

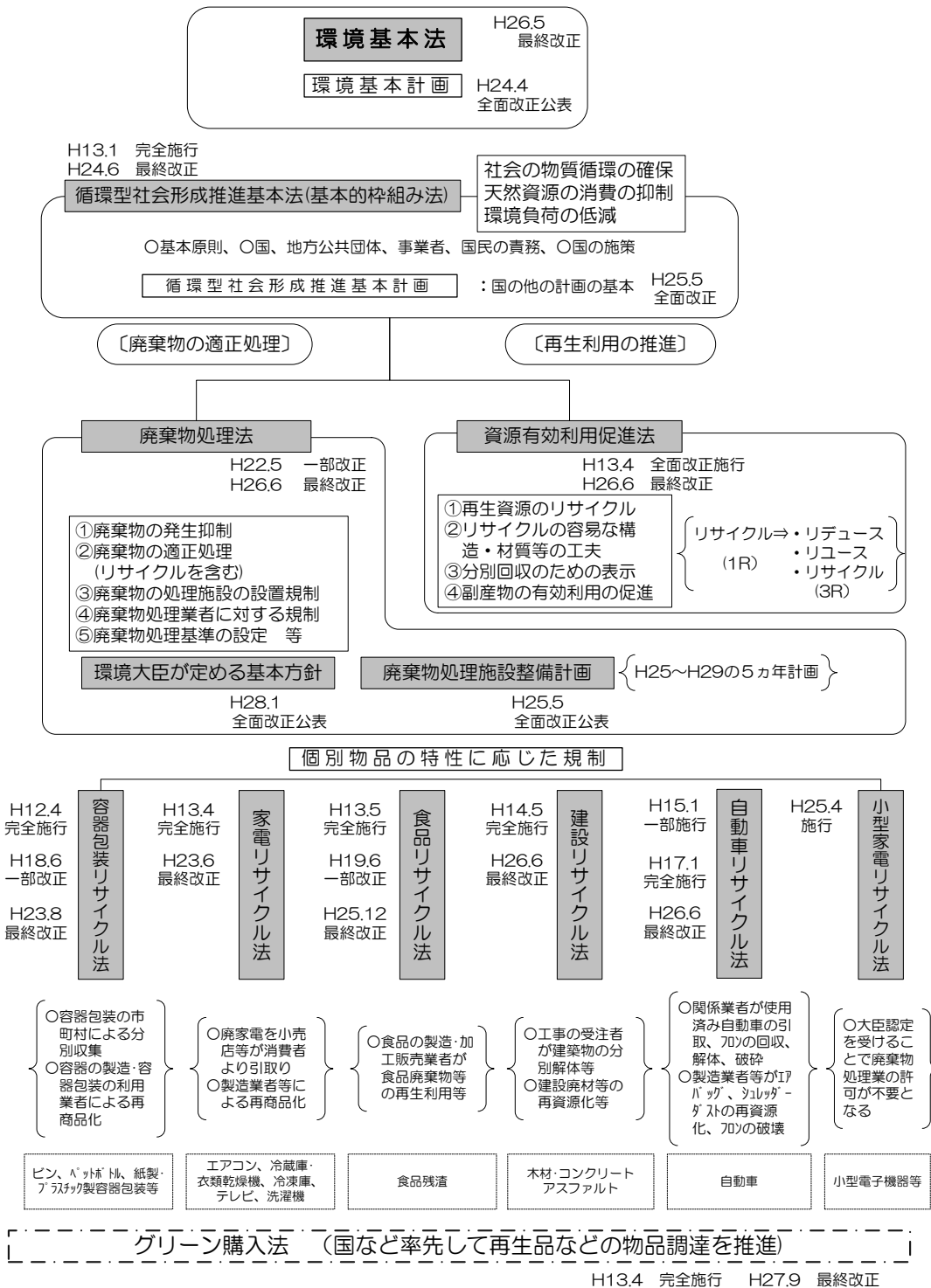


図 3.9 廃棄物に関する法体系

### 3-2 新潟県の計画

新潟県では、県民、事業者及び行政がそれぞれの適切な役割分担のもとで循環型社会の形成を目指して取り組むための基本的な方針として、平成28年3月に「第2次新潟県資源循環型社会推進計画」が策定されています。

同計画に掲げられた施策の展開を図3.10に示します。

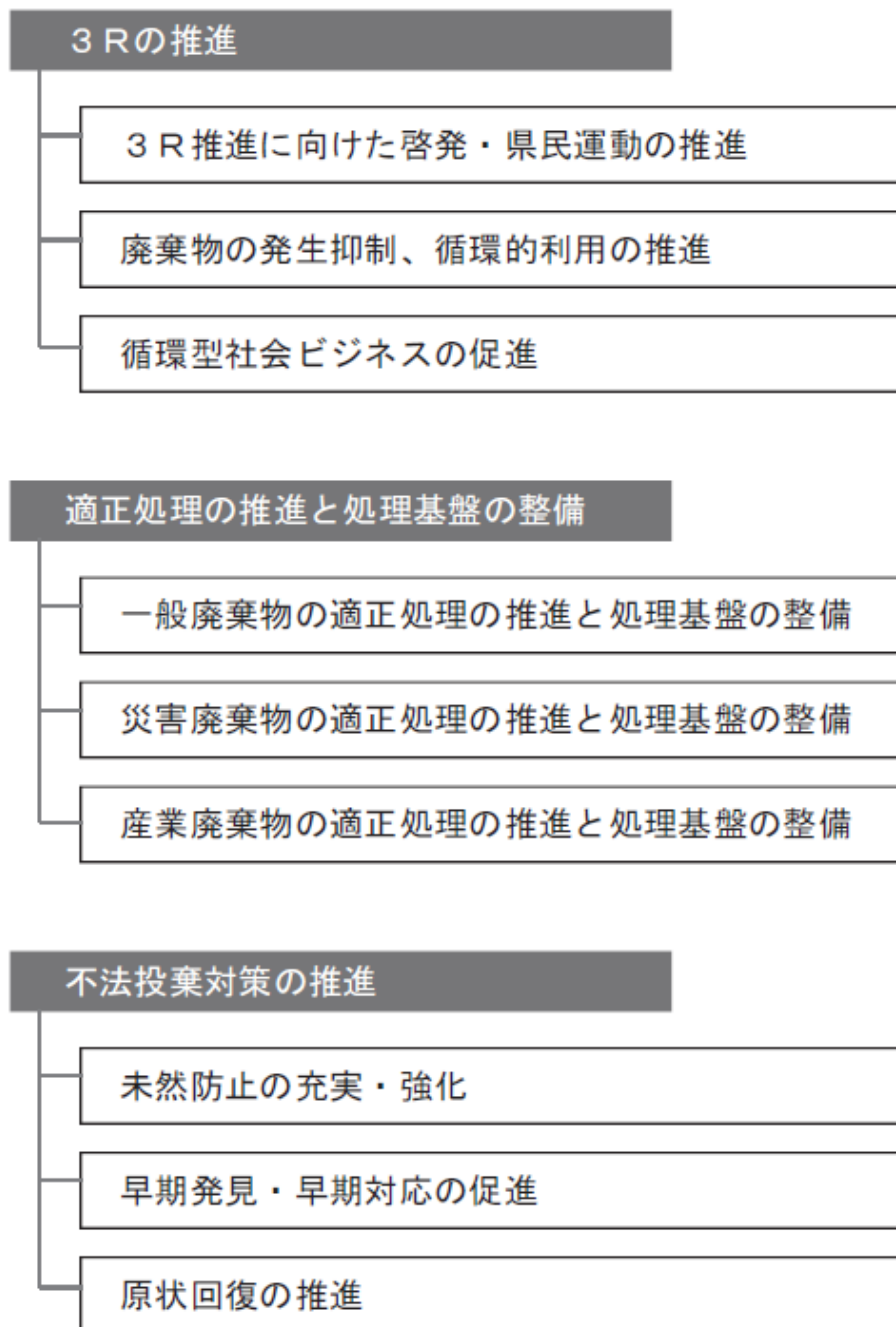


図 3.10 第2次新潟県資源循環型社会推進計画に掲げられた施策の展開

## 第4章 ごみ処理に係る課題の抽出

### 第1節 現状の分析

#### 1-1 人口等

##### (1)人口の推移

本市の行政区域内人口は、平成 21 年度以降一貫して減少傾向となっており、平成 21 年度から平成 28 年度までの 7 年間で約 6,057 人減少し、54,741 人となっています。

【表 2.5、図 2.3 参照】

##### (2)年齢構成

本市の年齢構成は、日本全体の年齢構成よりも高齢化が顕著です。本市の人口全体に占める 65 歳以上の高齢人口の割合は 35.9%(平成 28 年 10 月 1 日現在)と全国平均 27.3%を 8.6 ポイント上回っています。一方で 15 歳から 64 歳までのいわゆる生産年齢人口の割合は全国平均 60.3%に対して 52.9%と 7.4 ポイント下回っています。【表 2.6 参照】

##### (3)人口動態

###### 1) 自然動態

本市では、死亡者数が出生数を上回っており、自然動態による減少が人口減少の要因の一つになっています。【表 2.7 参照】

###### 2) 社会動態

本市では、転出者数が転入者数を上回る傾向が継続しており、社会動態による減少が人口減少の要因の一つになっています。【表 2.7 参照】

##### (4)世帯数及び世帯あたり人員

本市の世帯数は減少傾向にあり、平成 24 年度から平成 28 年度までの 4 年間で 371 世帯減少しています。

地域別で見ると、中里地域は増加傾向を示しているが、その他の地域は減少傾向を示しています。【表 2.8 参照】

本市の世帯あたり人員は一貫して減少傾向にあり、平成 24 年度から平成 28 年度までの 4 年間で 0.13 人/世帯減少し、2.81 人/世帯となっています。【表 2.9 参照】

(5)外国人登録人口

新潟県全体では、平成 24 年以降増加傾向にあるが、本市は、平成 24 年以降減少傾向となっています。【表 2.10 参照】

1-2 産 業

本市の事業所数及び従業者数の多くを第 2 次産業及び第 3 次産業が占めており、特に第 3 次産業への就業が 6 割を占めている状況です。

業種別にみると、「卸売業、小売業」、「建設業」、「製造業」が上位を占めており、本市の産業構造は比較的ごみ排出量の多い産業の占める割合が多くなっています。【表 2.1 参照】

1-3 ごみ排出量

(1)排出抑制

本市と全国の 1 人 1 日あたり排出量の比較を表 4.1 及び図 4.1～図 4.2 に示します。

本市の集団回収を含めた 1 人 1 日あたり排出量は平成 20 年度以降、1,000 g/人・日弱で推移しており、平成 28 年度は 930 g/人・日となっています。平成 27 年度について比較すると、集団回収を含めた 1 人 1 日あたり排出量では、全国平均値が 939 g/人・日であるのに対して、本市では 1,015 g/人・日となっており、全国平均値を上回っている状況にあります。

なお、図 4.3 に示す通り、1 人 1 日あたり排出量の内訳を全国平均及び同規模の自治体の値と比較してみると、事業系ごみが大幅に上回っている状況にあるため、更なる減量化を図る必要があります。

表 4.1 本市と全国の 1 人 1 日あたり排出量の比較

単位； g/人・日

		H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
十日町市	1人1日あたり排出量	1,009	970	977	983	981	995	972	1,015	930
	1人1日あたり排出量 (集団回収除く)	1,003	962	970	975	981	994	964	1,007	922
全国平均	全国の1人1日あたり排出量	1,033	994	976	976	964	958	947	939	
	全国の1人1日あたり排出量 (集団回収除く)	971	935	918	919	907	903	893	887	

出典； 環境衛生課資料、「日本の廃棄物処理(平成 27 年度版) (環境省)」

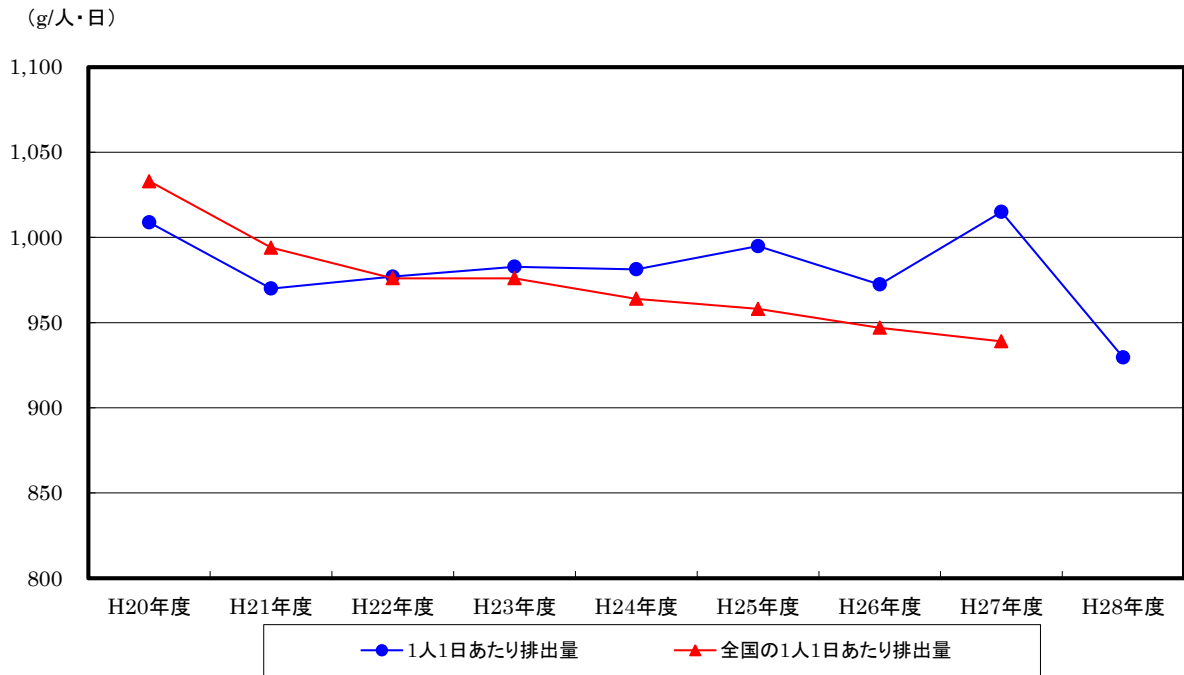


図 4.1 本市と全国の 1 人 1 日あたり排出量の比較(集団回収含む)

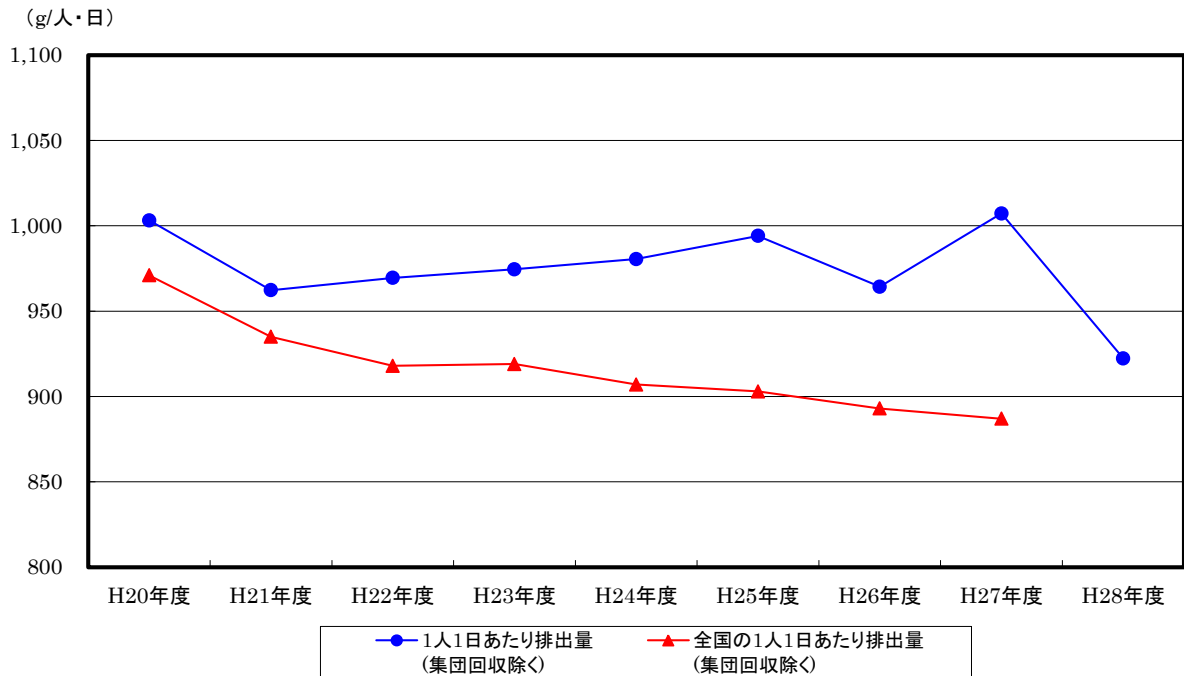


図 4.2 本市と全国の 1 人 1 日あたり排出量の比較(集団回収除く)

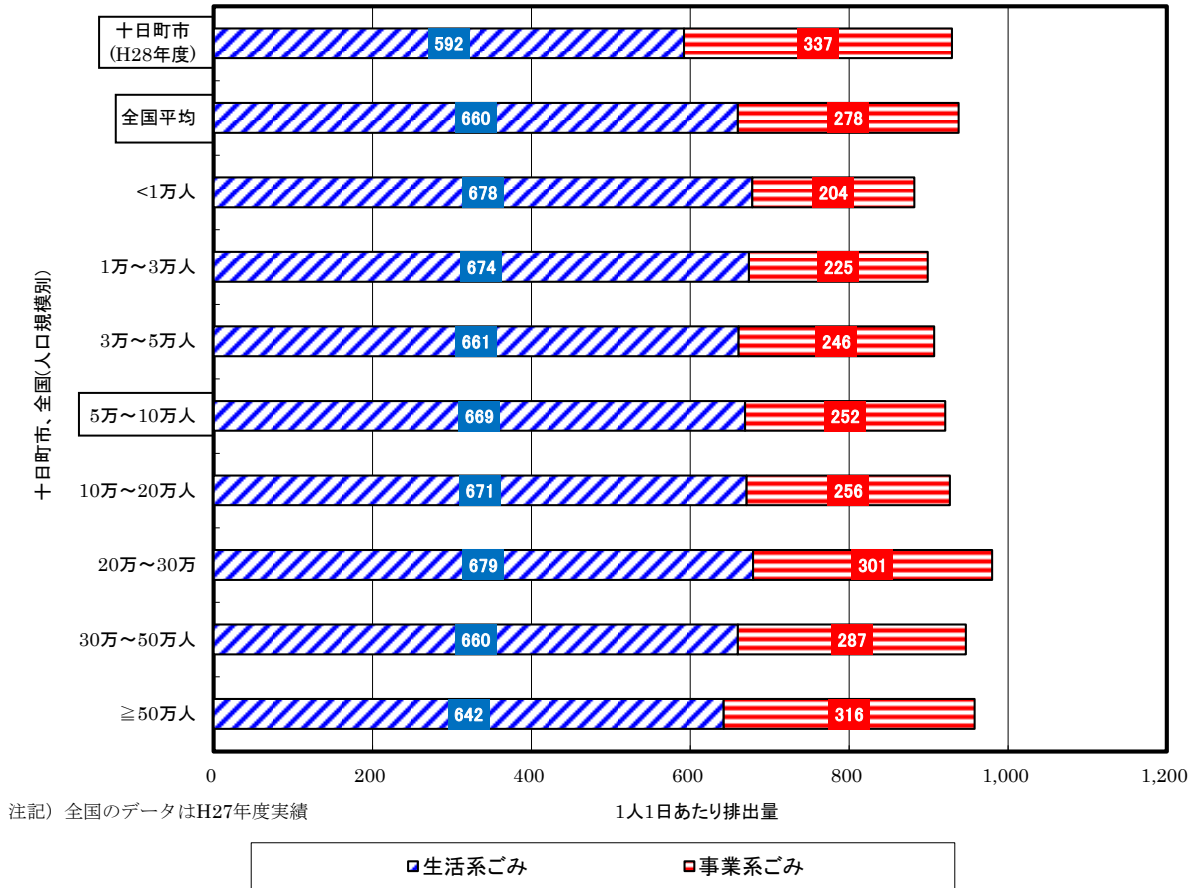


図 4.3 1人1日あたり排出量内訳の全国平均(人口規模別)との比較

(2) 資源化及び最終処分

最終処分量及びリサイクル量の実績を表 4.2 及び図 4.4 に示します。

平成 28 年度の最終処分量は 2,224 t/年であり、近年は減少傾向になっています。このままの量で推移していけば、本市の最終処分場(霧谷管理型処分場)の計画供用期間(平成 17 年度より 15 年間)中に満量になることはない見通しです。

なお、平成 27 年度以前は津南地域衛生施設組合で処理していた中里地域、松之山地域から発生するごみを平成 28 年度より市域内で処理しているため、その分最終処分量が増加しています。

平成 28 年度のリサイクル率は 21.3%であり、近年は概ね横ばいで推移しています。

平成 27 年度について比較すると、全国平均値が 20.4%(災害廃棄物を除く)であるのに対して、本市では 21.7%となっているため、比較的資源化が推進されているといえます。一方、平成 26 年度の新潟県平均値が 23.3%となっており、その値に比べると若干低い水準となっていることから、資源化への誘導を更に促進する必要があります。

資源化への取り組みとしては、特に川西地域において、川西有機センターで事業系食品廃棄物や生活系生ごみの堆肥化を進めるなど、有機性資源のリサイクルに取り組んで

おり、今後は「十日町市バイオマス産業都市構想」における廃棄物系バイオガス発電プロジェクト、使用済み紙おむつの燃料化プロジェクト及び廃食用油のバイオディーゼル燃料化拡大プロジェクトの取り組み・関連事業と連携し、更なる資源リサイクルの取り組みを進めます。また、平成 29 年度より小型家電のリサイクルに着手しており、拠点・集団回収による資源化も推進していきます。

表 4.2 最終処分量及びリサイクル量の実績

	単位	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
最終処分量	t/年	2,745	2,497	2,089	2,030	2,224
リサイクル量	t/年	3,976	4,058	3,789	3,839	3,960
リサイクル率	%	21.9	22.3	21.5	21.7	21.3

注記) 平成27年度以前は、十日町地域、川西地域及び松代地域の合計値である。

出典； 環境衛生課資料

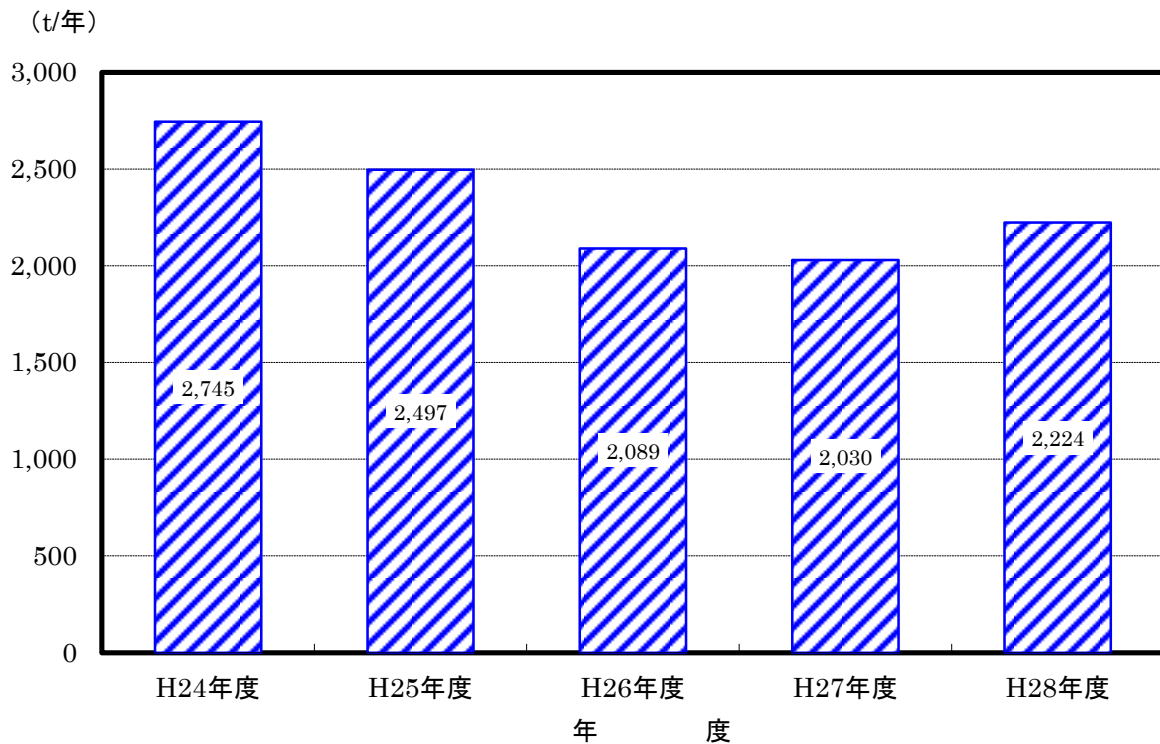


図 4.4 最終処分量の実績

### (3) ごみ質

可燃ごみ組成分析結果によると、水分量が 50%を超えている時期があります。また、ごみ種類組成では、紙・布類が 5 割程度を占めているため、布・紙類の資源化、厨芥類の水切り励行などを推進する必要があります。【表 3.4 参照】

## 1-4 ごみ処理体制

### (1) 収集運搬

本市の収集運搬体制は、生活系ごみが委託収集及び自己搬入、事業系ごみが許可業者及び自己搬入としています。

分別数については、現状、16種類(拠点・集団回収及び直接搬入のみの品目を含む、川西地域はこの他に生ごみを分別している)としており、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針(平成25年4月改訂)」に示される一般廃棄物の標準的な分別収集区分の類型によると、最上位の類型Ⅲに該当します。

### (2) 中間処理

本市では、焼却施設及び粗大ごみ処理施設を有するエコクリーンセンターにおいて中間処理を行っています。

エコクリーンセンターでは、余熱の場内温水利用及び小型バイナリー発電を行っており、引き続き、温水の場内利用及び小型バイナリー発電を行い、温室効果ガスの排出削減、地域環境保全、市民の環境意識啓発に貢献します。

### (3) 最終処分

霧谷管理型処分場の残余容量は、平成27年11月17日時点で21,376.1 m<sup>3</sup>となっており、計画供用期間(平成17年度より15年間)中に満量になることはない見通しです。

一方、霧谷管理型処分場の供用期限が近付いていることから、次期最終処分場の建設計画に着手するとともに、今後も継続して最終処分量の削減に取り組む必要があります。

## 1-5 ごみ減量施策

県内の各自治体における3R施策の実施状況等を表4.3に示します。

本市ではこれらのうち、「生ごみ処理装置支援」、「審議会」、「推進員」、「庁舎等の再生紙利用」、「ごみ減量化リサイクル推進計画」、「資源ごみ等の持ち去り禁止条例」及び「家庭ごみの有料化」に係る施策を導入しています。

各自治体の施策実施数と人口1人1日あたりごみ総排出量及びリサイクル率との関係について、施策実施数が極端に少ない場合、これらの指標値が悪化する傾向が伺えるものの、施策実施数の増加に伴ってこれらの指標値が良好になるという傾向は見出せません。これらの指標値で順位付けした場合、本市は比較的上位になっていますので、現状の実施策の充実化を図りつつ、未実施項目について、本市への適合性、費用対効果等の観点で導入すべきか否か検討していきます。



表 4.3 県内自治体のごみ減量施策等 (1/2)

市町村名	施策の内容								
	集団回収支援	業者回収支援	生ごみ処理装置支援			発酵促進剤支援	審議会	推進員	庁舎等の再生紙利用
			コンポスト容器	ホカ容器	電動処理機				
本市			○	○	○				○
新潟市	○	○	○	○	○		○	○	○
長岡市	○	○	○	○			○	○	○
三条市							○		○
柏崎市							○	○	○
新発田市			○	○	○			○	○
小千谷市	○	○	○		○		○		○
加茂市	○			○					
見附市			○	○	○				○
村上市			○	○	○				○
燕市			○	○	○		○		○
糸魚川市			○	○	○		○		○
妙高市					○				○
五泉市	○						○		○
上越市							○		○
阿賀野市			○	○	○				
佐渡市	○		○	○	○				○
魚沼市			○		○				
南魚沼市	○				○		○	○	○
胎内市	○		○		○				○
聖籠町						○		○	○
弥彦村			○		○		○		
田上町	○								○
阿賀町			○	○	○				○
出雲崎町	○	○	○	○	○				○
湯沢町					○				
津南町	○				○				○
刈羽村	○		○	○	○				
関川村			○	○	○				
粟島浦村									○
市町村数(合計)	12	4	18	15	21	1	11	6	23

注記) 施策の実施状況については、平成28年4月1日現在である。

本市の「審議会」及び「推進員」欄が該当なしとなっているが、実際にはこれらの施策は導入済みである。

出典； 「市町村・一部事務組合における一般廃棄物処理事業の概況(平成26年度実績)(新潟県)」

表 4.3 県内自治体のごみ減量施策等 (2/2)

市町村名	施策の内容			施策の実施数	人口1人1日あたり ごみ総排出量		リサイクル率	
	ごみ減量化リサイクル推進計画	資源ごみ等の持ち去り禁止条例	家庭系ごみの有料化		(g/人・日)	順位	(%)	順位
本市	○	○	○	7	959	10	19.9	9
新潟市	○	○	○	11	1,060	16	27.9	4
長岡市	○		○	9	904	4	26.3	5
三条市	○		○	4	1,192	28	17.4	14
柏崎市	○		○	5	948	6	19.7	10
新発田市		○	○	7	1,117	22	12.6	25
小千谷市	○		○	8	1,051	15	20.6	8
加茂市				2	1,130	24	12.2	26
見附市	○		○	6	869	2	18.7	11
村上市	○		○	6	1,065	19	13.4	23
燕市	○		○	7	1,161	27	15.5	20
糸魚川市	○	○		7	985	11	40.5	1
妙高市	○		○	4	1,120	23	28.6	3
五泉市				3	1,159	26	12.2	26
上越市	○		○	4	951	8	31.6	2
阿賀野市	○	○	○	6	947	5	16.6	17
佐渡市	○		○	7	992	12	18.2	12
魚沼市			○	3	1,063	18	17.1	16
南魚沼市	○		○	7	1,048	14	16.4	18
胎内市	○		○	6	1,138	25	23.4	7
聖籠町	○		○	5	949	7	13.0	24
弥彦村	○		○	5	951	8	17.2	15
田上町				2	1,068	20	9.9	29
阿賀町	○			5	1,060	16	14.6	22
出雲崎町			○	7	691	1	25.7	6
湯沢町			○	2	1,632	29	14.9	21
津南町				3	1,041	13	18.2	12
刈羽村			○	5	1,098	21	11.5	28
関川村		○	○	5	879	3	15.6	19
粟島浦村			○	2	1,702	30	6.4	30
市町村数(合計)	19	6	24					

注記) 施策の実施状況については、平成28年4月1日現在である。

人口1人1日あたりごみ総排出量及びリサイクル率は平成26年度の実績値である。

出典 ; 「市町村・一部事務組合における一般廃棄物処理事業の概況(平成26年度実績)(新潟県)」

## 第2節 課題の抽出

第1節の現状分析の結果をふまえ、本市の特徴及び廃棄物処理の現状から抽出した課題を表4.4に示します。

表4.4 本市における課題

	3 R (Reduce:リデュース、Reuse:リユース、Recycle:リサイクル)	ごみ処理
本市の特徴から得られた課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢化の進展が顕著であるため、高齢化社会に適応する広報・啓発活動及び施策を行う必要がある。</li> <li>ごみ排出量の多い業種の事業所が多いと推測されるため、引き続き事業者に対して、ごみ減量に対する取り組みを指導していく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者のごみ出し負担の軽減、または高齢者の見守り等に寄与するための収集方法を検討する必要がある。</li> <li>財政状況をふまえ、適正、かつ効率的な廃棄物処理事業を進める必要がある。</li> </ul>
廃棄物処理の現状から得られた課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>1人1日あたり排出量のうち、事業系ごみ分が全国平均及び同規模の自治体の値と比較して上回っている状況にあるため、引き続き事業者に対して、ごみ減量に対する取り組みを指導していく必要がある。</li> <li>集団回収への支援等の強化を検討していく必要がある。</li> <li>リサイクル率が県内平均に比べて若干低い水準(県内順位は上位9位だが、人口の多い上位自治体が平均値を引き上げている)となっているため、資源化への誘導を更に促進する必要がある。</li> <li>燃えるごみ中の水分が50%を超えている時期があるため、引き続き水切り励行等の広報・啓発に努める必要がある。</li> <li>燃えるごみ中の紙・布類の割合が5割程度を占めているため、引き続き紙・布類の資源化を推進する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市の分別収集区分は国の指針に示されている最上位の類型Ⅲに該当する状況にあることをふまえ、更なる収集運搬の効率化を図る必要がある。</li> <li>最終処分については、次期最終処分場の建設計画に着手するとともに、今後も継続して埋立処分量の削減に取り組む必要がある。</li> </ul>

## 第5章 ごみ処理基本計画

### 第1節 基本的事項

#### 1-1 基本理念

### スローガン

「環境にやさしく自然と調和するまち」を実現するための循環型社会の構築

国では、「環境基本法」及び「循環型社会形成推進基本法」をはじめ、平成25年4月から施行された「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」などの各種リサイクル法が制定され、従来の「ごみ」という概念から「有用資源」へ変貌させるべく、循環型社会の形成に向けて取り組んでいます。

新潟県では、廃棄物の排出をできる限り抑制し、廃棄物となったものは再使用、再生利用、エネルギー回収の順にできる限り循環的な利用を行った上で、循環的利用ができないものは適正な処分を確保するという環境と経済が調和した「資源を大切に作る循環型の地域社会づくり」の推進を基本理念とし、県民、事業者及び行政がそれぞれの適切な役割分担のもとで循環型社会の形成を目指して取り組むための基本的な方針として、「第2次新潟県資源循環型社会推進計画」を策定しています。

本市では、平成28年3月に「第二次十日町市総合計画」を策定し、まちづくりの方針の中で「環境にやさしく自然と調和するまち」を掲げています。また、平成29年3月に「第二次十日町市環境基本計画」を策定し、「緑豊かで、潤いと安らぎのあるまち」を環境像として、環境の保全に関する施策を総合的、かつ計画的に推進することとしています。

国・県の計画との整合を図りつつ、排出抑制、再使用、再生利用・熱回収及び適正な処分先の確保の基本原則に基づき、市民、事業者及び行政の3者が一体となって限りある資源を浪費せずに有効に活用する循環型社会を構築し、「環境にやさしく自然と調和するまち」を実現していきます。

## 1-2 基本方針

「環境にやさしく自然と調和するまち」を実現するための循環型社会構築を目指す基本方針は次に示すとおりとします。

### <基本方針>

1. 市民・事業者・行政に求められる役割の実践
2. 3Rの推進
3. 環境調和に配慮した適正処理・処分
4. 循環型社会へのビジョン共有と施策展開

## 1-3 数値目標

### (1) 減量化目標

「環境にやさしく自然と調和するまち」を実現するための循環型社会構築を目指し、実現するためには、発生したごみを処理するよりもごみを発生させないことを主眼とし、行政はもとより市民及び事業者もごみを発生させないライフスタイルやビジネススタイルに転換していく必要があります。

国の減量化目標が平成32年度において、平成24年度比で12%削減することとされているため、本市の減量化目標も同様の削減率とし、平成32年度のごみ排出量を18,429 t/年(平成24年度比12%削減)として設定します。

最終目標年次である平成44年度においては、更に12%削減し、15,924 t/年(平成24年度比24%削減)として設定します。

### 減量化目標【拠点・集団回収量を含む総ごみ量】

国の目標基準年次	(平成24年度) ; 20,943 t
目標基準年次	(平成28年度) ; 18,572 t
減量化目標年次	(平成32年度) ; 18,429 t (対平成24年度比▲12%)
中間目標年次	(平成36年度) ; 17,536 t (対平成24年度比▲16%)
最終目標年次	(平成44年度) ; 15,924 t (対平成24年度比▲24%)

注記) 中里地域、松之山地域から発生するごみは、津南地域衛生施設組合にて処理していたが、平成28年度より市域内で処理しており、分別区分も変更されている。このことに伴う駆け込み搬入後の一時的な排出量減少などの影響により、平成28年度のごみ排出量は特異的に低い値であることが予想される。

## (2) 資源化目標

近年、リサイクルへの意識が高まる中、スーパーの店頭回収や古紙業者による回収が積極的に展開されていることもあり、行政が関与する分の資源物が減少傾向にあります。その結果、資源化率は概ね横ばいで推移しており、直近の資源化率は21.3%となっています。

近年、主要な資源ごみである紙類、ビン、カン、ペットボトルなどは高い率でリサイクルが行なわれており、今後もこの水準で推移していくことが予測されるものの、燃やすごみ、埋立てごみとして排出されている一部の資源ごみをできる限り資源ごみとして回収するほか、「十日町市バイオマス産業都市構想」における廃棄物系バイオガス発電プロジェクト、使用済み紙おむつの燃料化プロジェクト及び廃食用油のバイオディーゼル燃料化拡大プロジェクトの取り組み・関連事業と連携し、更なる資源リサイクルの取り組みを進め、資源化の徹底と資源化が可能なごみの範囲拡大など、3Rの推進を図ることによって資源化率を高めるため、本市の資源化目標を次のとおり設定します。

### 資源化目標【拠点・集団回収による資源回収量を含む】

目標基準年次（平成28年度）； 21.3%

中間目標年次（平成36年度）； 34.1%

最終目標年次（平成44年度）； 34.1%

注記）中間・最終目標年次における資源化率34.1%については、「十日町市バイオマス産業都市構想」における廃棄物系バイオガス発電プロジェクトによって、生ごみが資源化されることを前提として設定した。  
なお、新たに分別回収される「生ごみ【バイオマス】」については、燃やすごみ中に混在する生ごみのうち、資源物として50%回収されるものとして設定しているが、極端なケースとして回収率が100%になる場合の資源化率を試算したところ、47%程度まで増加する結果であった。

## (3) 最終処分目標

近年、最終処分量は減少傾向にありますが、以前は津南地域衛生施設組合で処理していた中里地域、松之山地域から発生するごみを平成28年度より市域内で処理しているため、その分最終処分量が増加しています。

今後も継続して埋立処分量の削減に取り組む必要があることから、本市の最終処分目標を次のとおり設定します。

### 最終処分目標

目標基準年次（平成28年度）； 2,224 t

中間目標年次（平成36年度）； 2,024 t (対平成28年度比▲9%)

最終目標年次（平成44年度）； 1,828 t (対平成28年度比▲18%)

## 第2節 ごみ排出量の見込み

### 2-1 現状推移の場合におけるごみ排出量の見込み

現状の排出状況のまま推移した場合におけるごみ排出量の推計結果を表5.1及び図5.1に示します。

最終目標年次の平成44年度では、生活系ごみが1,573 t、事業系ごみが98 t、拠点・集団回収が52 t減少し、総排出量として1,723 t減少する見込みです。

拠点・集団回収分を除いた1人1日あたり排出量は922.3 g/人・日から992.3 g/人・日となり、70 g/人・日増加する見込みです。

表5.1 ごみ排出量の見込み(現状推移の場合)

		H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H36年度 (中間)	H44年度 (最終)
行政人口	人	54,741	54,515	53,951	53,387	52,824	50,572	46,265
生活系ごみ(拠点・集団回収を除く)	t/年	11,683	11,943	11,813	11,686	11,557	11,055	10,110
事業系ごみ	t/年	6,745	7,369	7,312	7,257	7,203	7,003	6,647
拠点・集団回収	t/年	144	139	132	128	124	109	92
総排出量	t/年	18,572	19,451	19,257	19,071	18,884	18,167	16,849
拠点・集団回収を除く排出量	t/年	18,428	19,312	19,125	18,943	18,760	18,058	16,757
1人1日あたり排出量 (拠点・集団回収を除く)	g/人・日	922.3	970.6	971.2	972.1	973.0	978.3	992.3
1人1日あたり排出量 (生活系ごみ、拠点・集団回収除く)	g/人・日	584.7	600.2	599.9	599.7	599.4	598.9	598.7

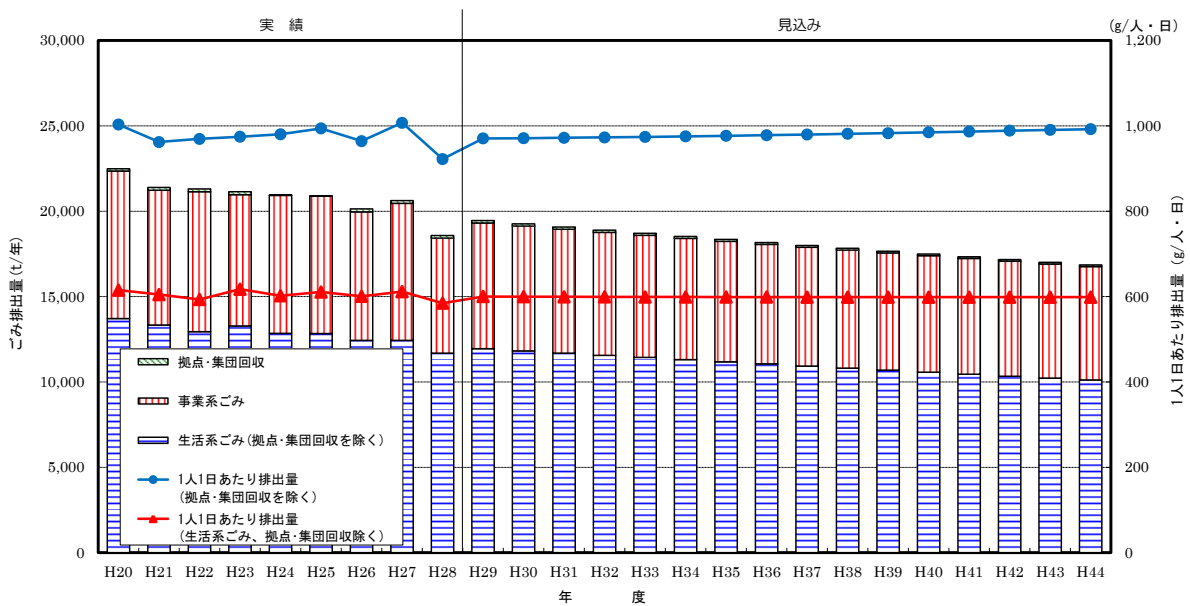


図5.1 ごみ排出量の見込み(現状推移の場合)

## 2-2 本計画で採用するごみ排出量の見込み

本計画で採用するごみ排出量の推計結果を表 5.2 及び図 5.2 に示します。

本計画で実施する施策の効果によって、最終目標年次の平成 44 年度では、生活系ごみが 2,133 t、事業系ごみが 463 t、拠点・集団回収が 52 t 減少し、総排出量として 2,648 t 減少する見込みとして設定しました。

拠点・集団回収分を除いた 1 人 1 日あたり排出量は 922.3 g/人・日から 937.5 g/人・日となり、15.2 g/人・日増加する見込みです。

最終目標年次の平成 44 年度におけるごみ発生量、リサイクル量及び最終処分量の内訳を表 5.3～表 5.5 に示します。

表 5.2 本計画で採用するごみ発生量の見込み(排出削減後)

		H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H36年度 (中間)	H44年度 (最終)
行政人口	人	54,741	54,515	53,951	53,387	52,824	50,572	46,265
生活系ごみ(拠点・集団回収を除く)	t/年	11,683	11,894	11,690	11,483	11,276	10,667	9,550
事業系ごみ	t/年	6,745	7,339	7,236	7,133	7,029	6,760	6,282
拠点・集団回収	t/年	144	139	132	128	124	109	92
総排出量	t/年	18,572	19,372	19,058	18,744	18,429	17,536	15,924
拠点・集団回収を除く排出量	t/年	18,428	19,233	18,926	18,616	18,305	17,427	15,832
1人1日あたり排出量 (拠点・集団回収を除く)	g/人・日	922.3	966.6	961.1	955.3	949.4	944.1	937.5
1人1日あたり排出量 (生活系ごみ、拠点・集団回収除く)	g/人・日	584.7	597.7	593.6	589.3	584.8	577.9	565.5
最終処分量	t/年	2,224	2,337	2,297	2,256	2,136	2,024	1,828

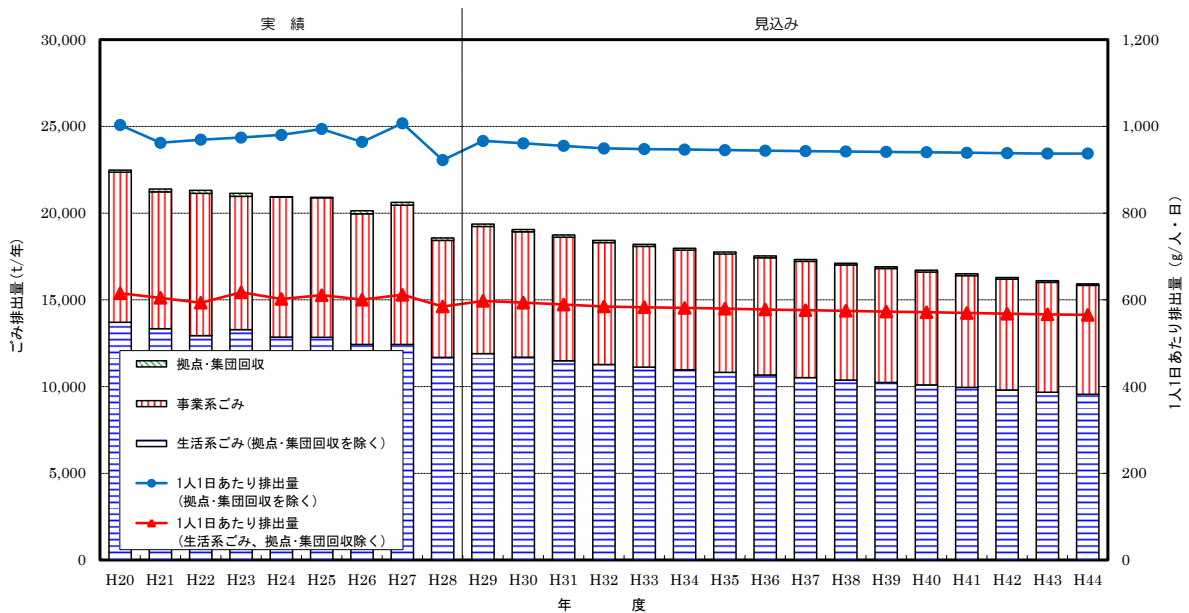


図 5.2 本計画で採用するごみ排出量の見込み(排出削減後)



表 5.3 最終目標年次におけるごみ排出量の内訳

単位； t/年

		目標基準年次(H28年度)	最終目標年次(H44年度)
生活系ごみ	燃やすごみ	8,004	4,320
	埋立てごみ(電池類を含む)	491	337
	資源物	3,188	4,893
	小計	11,683	9,550
事業系ごみ	燃やすごみ(粗大を含む)	5,948	5,633
	埋立てごみ(粗大を含む)	316	331
	資源物	481	318
	小計	6,745	6,282
拠点・集団回収		144	92
合計		18,572	15,924

注記) 生活系ごみは、拠点・集団回収を除く。

表 5.4 最終目標年次における資源化量の内訳

単位； t/年

	目標基準年次(H28年度)	最終目標年次(H44年度)
直接資源化	3,669	5,211
資源物(選別資源化)	147	122
拠点・集団回収	144	92
合計	3,960	5,425

表 5.5 最終目標年次における最終処分量の内訳

単位； t/年

	目標基準年次(H28年度)	最終目標年次(H44年度)
焼却残渣	1,564	1,282
埋立てごみ(選別後)	660	546
合計	2,224	1,828

---

## 第3節 循環型社会の構築に向けた施策

---

### 3-1 市民・事業者・行政に求められる役割の実践

家庭から排出されるごみや事業者から排出されるごみは、単にそれぞれの活動から単独に発生するわけではなく、それぞれの活動が密接に絡み合っています。循環型社会の構築を目指すためには、行政だけでなく、生産過程から消費・廃棄過程において、それに関わる全ての人々がそれぞれの立場と責務を認識し、その役割を果たしていくことが必要です。

市民・事業者・行政の役割を次に示します。

#### (1) 市民の役割

市民はごみ問題に対する意識とももの消費者・排出者としての責任を自覚し、ごみの発生抑制と減量化、資源は循環させて大切に使う 3R(ごみの発生抑制、再使用、資源化)の推進に重点をおいたライフスタイルを身につけ、生活のあらゆる場面において行動することが求められます。

ごみ問題を解決するためには、市民一人ひとりの意識と行動が何よりも重要であり、市民はこうした重要な立場にあることを十分に自覚して、ごみの減量化と資源化に取り組むことが望まれます。

#### (2) 事業者の役割

事業者はごみの排出者としての責任を自覚し、3R(ごみの発生抑制、再使用、資源化)の推進やごみの分別排出を徹底するとともに、環境に配慮したビジネススタイルに転換し、積極的にごみの減量と資源化に取り組むことが望まれます。

また、消費者である市民の 3R 推進が効率的に行えるよう、自ら製造、あるいは販売する商品や容器包装などを省資源・低環境負荷の観点から見直し、ごみとしての発生が少なく、あるいは資源化しやすい商品などを提供するよう努めなければなりません。

#### (3) 行政の役割

行政は資源を循環させるためのシステムづくりを行うため、市民・事業者の自主的な取り組みの支援を行うとともに、各主体をつなぐコーディネーターとしての役割を果たし、協働によるごみの減量と資源化を実現する必要があります。

よって、廃棄物に関する処理の流れやコストをはじめ様々な情報の収集と提供に努め、教育、啓発及び指導を継続して行っていくとともに、市民、事業者のほか、地域や関係団体、関係機関の間で相互に連携した取り組みが展開されるよう積極的に働きかけを行うものとします。

また、排出されるごみの資源化、適正管理、適正処理に努め、安全・安心、安定的なごみ処理体制を維持、推進します。

### 3-2 3Rの推進

#### (1)生活系ごみ

##### 1) 環境配慮行動の周知・啓発

買い物の際マイバック持参を呼びかけ、レジ袋の使用量の削減に取り組みます。また、スーパーなどの市内小売店に対して、マイバック持参運動への協力を呼びかけます。

不要なものは買わない、物は大切に長く使う、リユース品の積極利用などのライフスタイルの普及と定着を図ります。

市が主体となり、ごみに対する意識啓発を目的とした学習会やフォーラム、環境フェア、環境講演会、地域での出前講座などを開催します。また、学校教育の中で持続的な環境保全のため、循環型社会の必要性などについて学習の機会を設けます。

市広報誌、ごみ便利帳、ホームページなどの広報媒体などを活用して情報発信を行い、市民のごみに対する意識啓発に努めるとともに、適正な分別・排出方法について普及します。また、平成28年8月より配信開始した「十日町市ごみ分別アプリ」の活用をPRします。

##### 2) 市民参加によるごみ減量に向けた検討

「十日町市住みよい環境づくり審議会」や「十日町市民環境会議」から提言を受けたごみ減量化に向けた施策について検討し、その効果を検証・フィードバックします。

##### 3) 生ごみの発生抑制

各家庭で「ひと絞り運動」に取り組んでもらい、水切りによる生ごみ減量化を推進します。

##### 4) ごみ出しマナー向上の啓発

ごみ出しマナーの悪いごみステーションに対して、地域や管理者に分別の徹底などの啓発を行います。

##### 5) 不用品紹介制度の検討

エコポイント事業などの取り組みと連携し、リユース促進のため不用品の紹介制度導入の検討を行います。

6) 紙類の資源化促進

燃えるごみの組成割合の高い紙類について、資源化促進に向けた啓発を行います。

7) 集団回収活動の活性化

集団回収活動団体の拡充と活動の活発化を促進させ、活動を通じて資源化の意識を浸透させるべく取り組みます。

8) 使用済小型家電の再資源化

平成 29 年度より開始した小型家電リサイクルについて、初年度の収集状況をふまえて資源化促進に向けた啓発を行います。

(2) 事業系ごみ

1) 排出事業者に対する発生抑制の啓発

排出事業者に対して、廃棄物の発生抑制を啓発します。

排出事業者に対して、廃棄物の適正処理と分別の徹底を指導します。

2) 許可業者に対する適正処理の推進

排出事業者と直接接する収集運搬許可業者に対して、ごみ減量化、リサイクル推進に係る意識の向上を図ります。

3) 一般廃棄物処理手数料の見直し

生活系及び事業系一般廃棄物処理手数料について、定期的な点検を実施し、必要に応じて料金水準などの見直しを図ります。

4) ごみ減量に関する計画書の提出

大量に排出する事業者に対し、ごみ減量に関する計画書の提出を求め、計画的管理を行います。

5) 事業系食品廃棄物の資源化促進

事業系生ごみ処理機に対する補助を通じて事業系食品廃棄物のリサイクルを推進します。

6) 事業系紙類の資源化促進

事業系紙類の民間古紙回収事業者への排出を促進し、資源化を図ります。

7) 市庁舎における資源化推進

市庁舎などにおける文書、印刷物などの紙類の排出抑制と資源化の推進を図ります。

### 3-3 環境調和に配慮した適正処理・処分

ごみの性状を勘案し、区分ごとの処理方法及び処理主体を定め、ごみの適正な処理・処分を行います。

(1) 収集運搬計画

1) 収集運搬の体制

現状の収集運搬体制で問題ないため、当面は現状の体制を継続するものとします。

2) 収集頻度

現状の収集頻度で問題ないため、当面は現状の収集頻度を継続するものとします。

3) 分別収集区分

本市の分別収集区分は、国の指針に示されている最上位の類型Ⅲに該当する状況にあることをふまえ、当面は現状の分別収集区分を基本としつつ、「十日町市バイオマス産業都市構想」における廃棄物系バイオガス発電プロジェクト、使用済み紙おむつの燃料化プロジェクトなどの取り組み・関連事業の進捗に合わせて、適宜、見直しを図ります。

なお、結果的に分別収集区分数が多くなることから、更なる収集運搬の効率化に努めるものとします。

4) 収集方式

収集方式は現状の通り、ステーション方式を継続するものとし、ステーションの設置場所及び箇所数については、人口の状況、ステーションまでの距離や地域市民の要望などを考慮し、適宜見直しを行います。

5) 収集容器

燃やすごみ及び埋立てごみの収集容器は現状の通り、指定袋による排出を継続します。

6) 収集車両

車両による収集が機動性に優れ、適していると考えられるため、今後も現状の車両による収集を継続します。

(2) 中間処理計画

1) 中間処理の対象ごみ

中間処理の対象ごみは、燃やすごみ、埋立てごみ、可燃性粗大ごみ及び資源物とします。

2) 中間処理の基本方針

現有施設の合理的、かつ効率的な施設運営及び維持管理を行うよう徹底します。

また、将来的な中間処理体系については、中・長期的な視点に立ち、地域の社会的及び地理的な特性を勘案した上で広域的な処理にも対応できるよう、引き続き検討していくものとします。

3) 中間処理方法

効率的な施設運用を図るため、合理的、かつ経済的なごみ処理体系を構築するものとします。

以下に中間目標年次におけるごみ種類別の処理・処分の状況を示します。

① 燃やすごみ

エコクリーンセンターの焼却処理施設で焼却処理し、処理残渣は最終処分場で埋立処分します。

② 埋立てごみ

再資源化率を高めるため、埋立てごみ中のアルミなど一部の資源物を選別し、再資源化します。再資源化されないものは、最終処分場で埋立処分します。

③ 可燃性粗大ごみ

可燃性粗大ごみについては、直接搬入により回収し、エコクリーンセンターで破碎後、燃やすごみとともに焼却処理します。

④ 資源物

収集された資源物は、再生利用事業者へ直接持ち込み、選別・圧縮、資源化します。

なお、市民によってエコクリーンセンターへ直接持ち込まれたものについては、ストックヤードに一時保管し、その後再生利用事業者へ引き渡します。

(3) 最終処分計画

1) 最終処分対象

最終処分の対象とする埋立物は中間処理を経て、最終的に残った残渣であり、資源化、または減容化することが困難で、かつ、無害化、安定化が可能なものとします。

具体的には、焼却処理後の処理残渣及び選別後の埋立てごみとします。

2) 最終処分方法

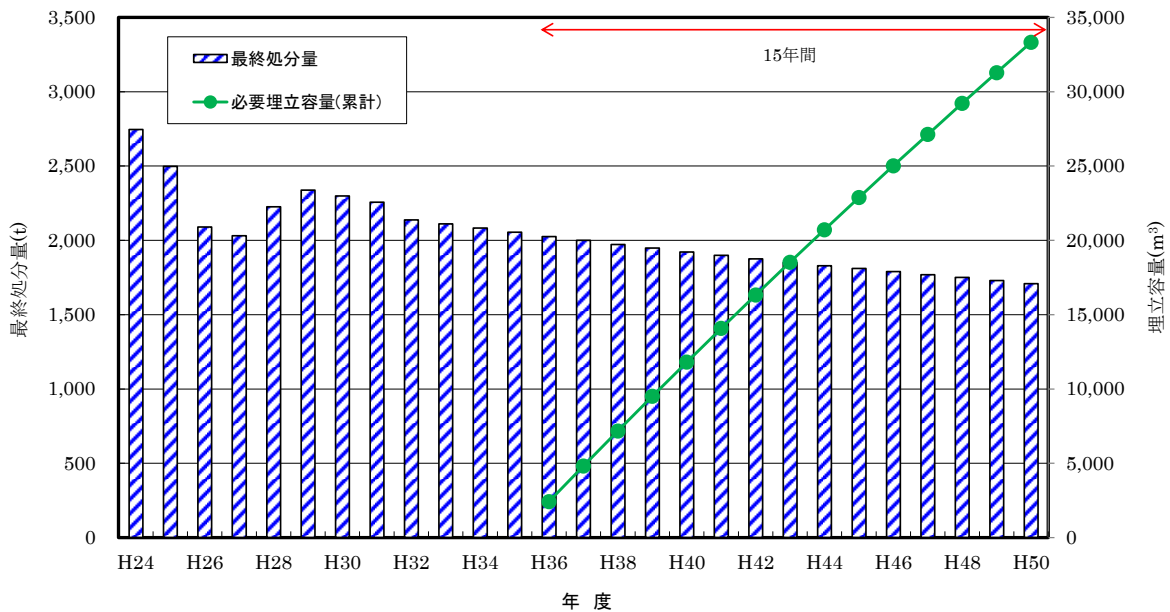
現状の最終処分先である霧谷管理型処分場の残余容量は、平成 27 年 11 月 17 日時点で 21,376.1 m<sup>3</sup>となっており、計画供用期間(平成 17 年度より 15 年間)中に満量になることはない見通しであることから、同処分場への埋立てを継続し、平成 32 年 3 月をもって埋立完了します。

併せて、次期最終処分場の建設計画に着手するとともに、今後も継続して最終処分量の削減に取り組みます。

3) 次期最終処分場の必要埋立容量

最終処分量の推移と平成 36 年度を起点とした必要埋立容量を図 5.3 に示します。

必要埋立容量は、15 年間で 33,323 m<sup>3</sup>となる見込みであることから、次期最終処分場の計画埋立容量は約 34,000 m<sup>3</sup>を想定しています。



注記) 必要埋立容量には、埋立対象物に加え、維持管理上必要な覆土量を含む。

図 5.3 最終処分量の推移と必要埋立容量

(4) 不適正処理の防止及び快適環境の創出

1) 不法投棄への対応

本市は、行政区域及び山野の面積が広く、不法投棄が行われやすい地域であるため、土地の所有者や地区、県などと協力して監視体制を強化し、不法投棄対策に取り組めます。

また、これらの取り組みを通じて市民及び事業者への不法投棄に対する意識の向上を

図り、不法投棄の防止に努めます。

2) 不用品回収業者への対応

廃棄物の不適正処理の防止及び資源化を推進するために、違法な不用品回収業者への指導と市民への啓発を行います。

3) 環境美化運動

清潔で美しく快適なまちづくりを推進するため、十日町地域で実施している「十日町クリーン作戦」などへの協力を呼びかけるとともに、地域、事業所ぐるみの清掃活動を支援します。

また、ポイ捨てや不法投棄防止の啓発に努め、市民一人ひとりの美化意識の高揚に努めるとともに、環境パトロールや看板の設置などの予防策を強化します。

4) 災害時における安全・安心な廃棄物処理体制の確立

廃棄物処理は市民の生活を支える重要なライフラインの一つであり、災害などの非常時においても迅速、かつ適正に処理が実施できるよう廃棄物処理体制の確立が求められていることから、新潟中越大震災の被災経験を活かし、安全・安心な廃棄物処理体制の構築を図ります。

5) 一般廃棄物の焼却に伴う温室効果ガス排出量の削減

一般廃棄物の焼却に伴う温室効果ガスを削減するべく、ごみの減量化と資源化に取り組めます。

また、温室効果ガス排出量の増加に寄与している廃プラスチック類の混入量を低減するべく、分別の徹底に向けた啓発を行います。

### 3-4 循環型社会へのビジョン共有と施策展開

(1) 市民参加の促進

十日町市住みよい環境づくり審議会」や「十日町市民環境会議」から提言を受けたごみ減量化に向けた施策について検討し、活動を実践します。

新たな発想による対策や施策を市民・事業者・行政が協働で検討、実践し、「環境にやさしく自然と調和するまち」を目指します。

(2) 資源化を高める新たな施策の検討

資源化率を高い目標値に近づけていくため、資源再生事業者と連携を図りながら、他市



の成功事例を参考に有効な施策を検討します。

(3) 費用対効果を勘案した施策の検討

市民サービスの水準維持と費用対効果の観点から、民間活力を導入した効率的、かつ効果的な廃棄物処理事業の執行体制について検討を行います。

ごみ処理の適正化、効率化を図るため、将来近隣市町村と連携し、ごみの広域処理について検討を進めます。

(4) 施策の効果分析による点検・評価

様々な施策の効果や計画目標の達成状況などを明らかにすることにより、市民・事業者・行政が情報を共有できる評価手法を導入し、各施策の点検・評価を実施します。

定期的に施策の点検・評価を行い、次期基本計画改定に向けて進捗状況を総括するとともに、社会情勢の変化などをふまえて検討します。

## 第4節 その他ごみ処理に関し必要な事項

### 4-1 特別管理一般廃棄物、適正処理困難物の対処方針

環境省が指定する特別管理一般廃棄物及び適正処理困難物を表 5.6、「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)」の対象物を表 5.7、「資源の有効な利用の促進に関する法律」に示された対象物を表 5.8に示します。また、本市として処理しないごみは表 5.9 に示す通りとします。

これらのごみについては、基本的には本市として処理を行わないものとして市民に周知徹底を図るとともに、回収ルートの情報提供に努めるものとします。

表 5.6 環境省が指定する特別管理一般廃棄物及び適正処理困難物

	特別管理一般廃棄物	適正処理困難物
種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>○次のものでPCBを使用した部品</li> <li>・廃エアコンディショナー</li> <li>・廃テレビジョン受信機</li> <li>・廃電子レンジ</li> <li>○ばいじん</li> <li>○燃え殻及び汚泥のうち、ダイオキシン類含有物</li> <li>○感染性一般廃棄物</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃ゴムタイヤ</li> <li>・廃テレビジョン受信機（25型以上）</li> <li>・廃電気冷蔵庫（250L以上）</li> <li>・廃スプリングマットレス</li> </ul>

表 5.7 家電リサイクル法の対象廃棄物

<ul style="list-style-type: none"> <li>・エアコン</li> <li>・テレビ</li> <li>・冷蔵庫・冷凍庫</li> <li>・洗濯機・衣類乾燥機</li> </ul>
---

表 5.8 資源の有効な利用の促進に関する法律(家庭用パソコン)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・デスクトップパソコン（本体）</li> <li>・一体型パソコン（ディスプレイ一体式）</li> <li>・ノートブックパソコン</li> <li>・ディスプレイ（ブラウン管式・液晶式とも）</li> </ul>
--

表 5.9 本市として処理しないごみ

有害性のあるもの(農薬、劇薬、化学薬品など) 危険性・引火性のあるもの(火薬、プロパンガス等各種ボンベ、消火器、ドラム缶、ホームタンク、ガソリン、灯油、重油、石炭、タービン油、各種エンジン油、塗料、その他燃料油脂類など) 処理困難なもの(ピアノ、自動車及び部品、自動二輪車(原付含む)、耐火金庫、石灯籠、温水器(ソーラー型含む)、庭石、物置、プレハブハウス、廃タイヤ、ホイール、バッテリー、燃え殻、各種肥料、大型油圧ジャッキ、便器、耕運機、トラクター、脱穀機、もみすり機、田植え機、砕土機、農業用ビニール、ビニールハウス、建設機械、工作機械、製材木工機械、繊維機械、印刷機械、食品加工機械、各種モーター、各種ポンプ、コピー機、ショーケース、ディスプレイラック、自動販売機、除湿機、ワープロ、プリンター、染料、工事用原材料、加工用原材料、生産設備、生産物(農産物含む)、医療機械器具など)
---

#### 4-2 事業者及び廃棄物再生事業者との協力

廃棄物の減量を図るためには、行政と市民だけでなく製品の製造者である事業者、収集運搬事業者及び資源化を担う廃棄物再生事業者の5者が協力し、合理的な体制を構築することが必要です。

本市としては、事業者に対して製造段階にまで遡った排出量対策や廃棄物の発生が少なくなる製品の製造を指導する一方、こうした取り組みは社会経済システム全体の見直しを含めた対応が必要になることから、関係者、関係団体などと連携し、国や関係業界などに対して働きかけます。

#### 4-3 計画の進行管理

##### (1) 情報管理

実績データ(ごみの発生、排出から処理・処分に至るまで)や地域の活動団体の情報、イベントなどの市民の参加状況などのごみ処理に関するデータを収集し、管理します。

また、施策の効果を検証できるよう情報の収集・整理を行います。

##### (2) 施策の評価

本計画を推進する上で適宜、計画の進行状況などを把握するとともに、施策の効果を定期的に評価し、実施計画へ反映します。

##### (3) 計画の適宜見直し

本計画は、社会・経済動向や国、県の法施策体系とも整合性を図りつつ、状況に即し、適宜見直しを行います。

# 第6章 生活排水処理・水環境の状況

## 第1節 生活排水処理の概況

### 1-1 生活排水処理の概要

現在、本市の生活排水は下水道、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽によって処理されており、農業集落排水汚泥、浄化槽汚泥及び汲み取りし尿を十日町市し尿前処理センターで前処理後、十日町市下水処理センターで処理しています。

平成28年度現在、計画処理区域内人口は54,741人であり、そのうち水洗化・生活雑排水処理人口は47,780人、汚水衛生処理率は87.3%となっており、残りの6,961人(12.7%)は生活雑排水を未処理のまま公共用水域へ排出しています。

し尿発生量は3,440 kL/年、浄化槽汚泥発生量は5,746 kL/年、農業集落排水汚泥は3,427 kL/年であり、処理・処分量(=収集・運搬量)は12,613 kL/年となっています。

### 1-2 処理形態別人口

本市における処理形態別人口を表6.1に示します。

表 6.1 処理形態別人口

年度		単位；人								
区 分	年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
I 行政区内人口 (住基3.31現在、H24年度以降外国人を含む)		61,052	60,418	59,746	58,941	58,470	57,570	56,712	55,655	54,741
II 計画処理区域内人口				59,746	58,941	58,470	57,570	56,712	55,655	54,741
III 水洗化・生活雑排水処理人口				48,712	48,884	48,987	48,828	48,722	48,244	47,780
下水道人口		35,926	37,841	38,408	38,607	38,937	38,993	38,741	38,466	37,972
農業集落排水人口		8,174	7,080	7,127	7,146	7,076	7,062	7,030	6,941	6,913
合併処理浄化槽人口		不明	不明	3,177	3,131	2,974	2,773	2,951	2,837	2,895
IV 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口) <sup>※</sup>		不明	不明	11,018	10,042	3,642	3,306	3,083	2,886	2,717
V 非水洗化人口(汲み取り人口) <sup>※</sup>		不明	不明			5,841	5,436	4,907	4,525	4,244
VI 自家処理人口		55	47	16	15	0	0	0	0	0
VII 計画処理区域外人口		0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 平成22～23年度については、行政区内人口と単独処理浄化槽人口及び汲み取り人口以外の処理人口合計との差から算出した値を計上した(将来推計には使用しない)。

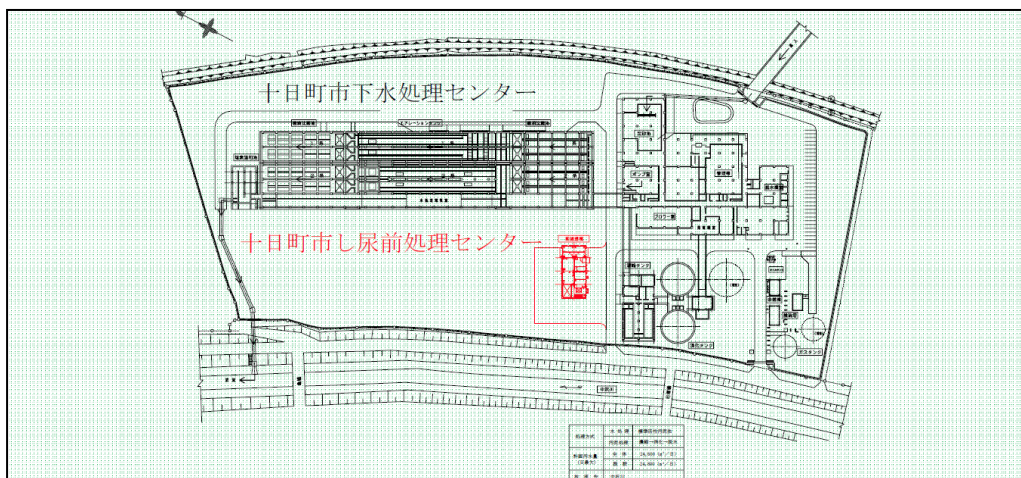
出典；上下水道局資料

### 1-3 し尿処理施設の概要

十日町市し尿前処理センターの施設概要を表 6.2 に示します。また、施設配置図を図 6.1、外観を図 6.2、処理工程図を図 6.3 に示します。

表 6.2 十日町市し尿前処理センターの施設概要

施設名称	十日町市し尿前処理センター
処理主体	十日町市(中里・松之山地域除く)
所在地	十日町市寅甲 688 番地
処理方式	希釈方式
処理能力	49 kL/日
竣工年度	平成 25 年 3 月



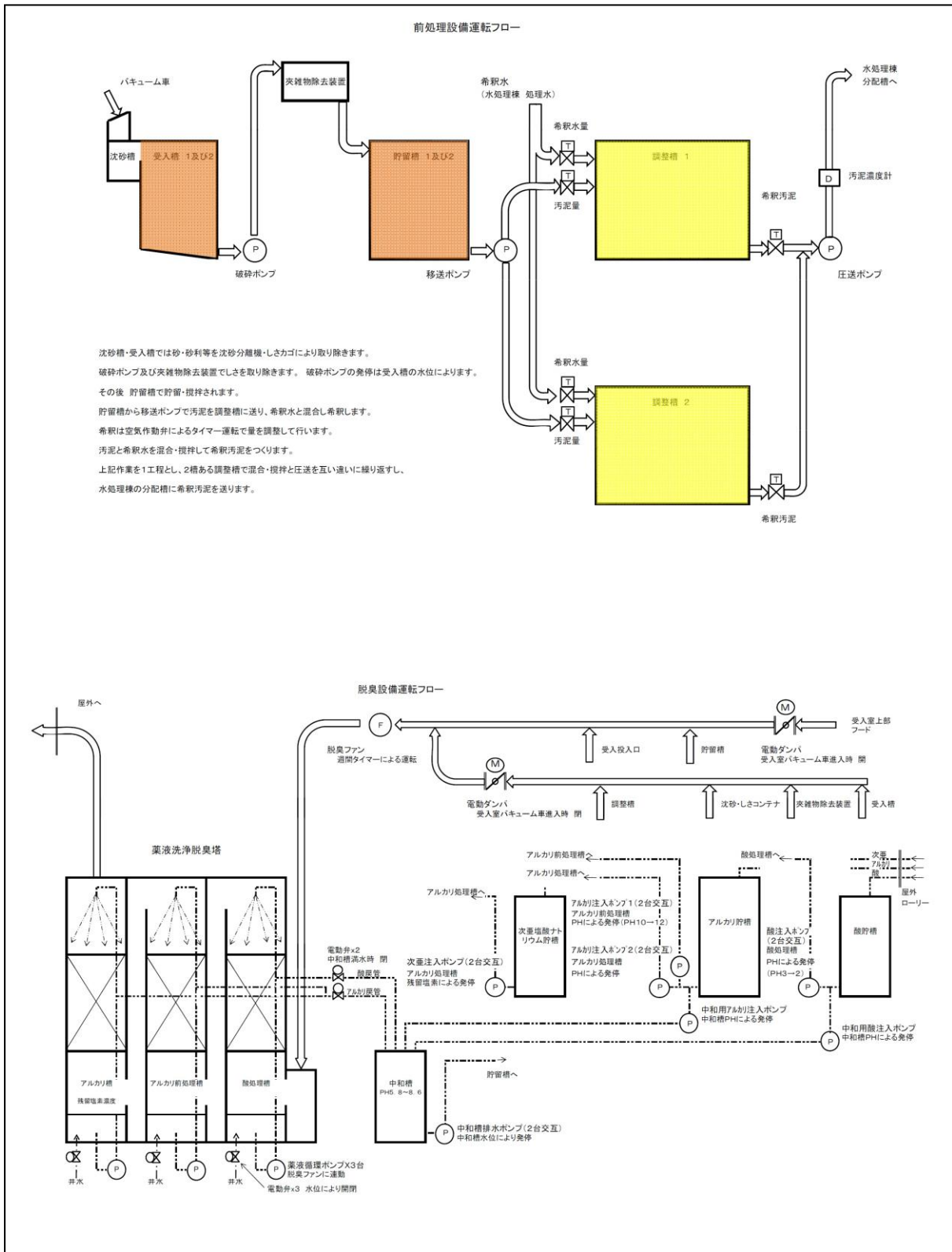
出典； 十日町市し尿前処理センターパンフレット

図 6.1 十日町市し尿前処理センターの施設配置図



出典； 十日町市し尿前処理センターパンフレット

図 6.2 十日町市し尿前処理センターの外観



出典； 十日町市し尿前処理センターパンフレット

図 6.3 十日町市し尿前処理センターの処理工程図

#### 1-4 収集運搬状況

し尿の収集・運搬は委託業者、浄化槽汚泥の収集・運搬は許可業者によって行われており、収集車両が直接、十日町市し尿前処理センターへ搬入しています。

#### 1-5 し尿等搬入量

し尿及び浄化槽汚泥等の年間搬入量を表 6.3 に示します。

なお、年間搬入量全体に占める浄化槽汚泥等の割合は年々増加傾向にあり、平成 28 年度における割合は 72.7%となっています。

表 6.3 し尿及び浄化槽汚泥等の年間搬入量

年度	し尿 (kL/年)	浄化槽汚泥等 (kL/年)	年間搬入量 (kL/年)	全体にしめる浄化槽 汚泥等の割合(%)
H26	3,958	9,758	13,716	71.1%
H27	3,836	9,752	13,588	71.8%
H28	3,440	9,173	12,613	72.7%

#### 1-6 農業集落排水処理施設

##### (1) 施設概要

農業集落排水処理施設の概要を表 6.4 に示します。

表 6.4 農業集落排水処理施設の概要

(a) 鑑島処理区

供用開始年月	平成10年4月
計画処理人口	1,540人
処理区域	南鑑坂、北鑑坂及び高島の一部
施設名称	十日町市鑑島クリーンセンター
処理方式名	JARUS-X I
日平均水量(m <sup>3</sup> /日)	416

(b) 下条処理区

供用開始年月	平成19年8月1日
計画処理人口	4,530人
処理区域	上新田1~4、山際、原、廿日城、岩野、下条栄町、下条中央通り、桑原、野田、蟹沢、為永、下条本町、山根、貝ノ川、新保、水口、下山、新光寺
施設名称	十日町市下条クリーンセンター
処理方式名	JARUS-X IV
日平均水量(m <sup>3</sup> /日)	1,224

(c) 三箇処理区

供用開始年月	平成8年6月
計画処理人口	300人
処理区域	原田、下原、根深
施設名称	十日町市三箇クリーンセンター
処理方式名	JARUS-I
日平均水量(m <sup>3</sup> /日)	81

(d) 元町新町処理区

供用開始年月	平成10年5月
計画処理人口	550人
処理区域	元町、新町新田の一部
施設名称	十日町市新町クリーンセンター
処理方式名	JARUS-X IV
日平均水量(m <sup>3</sup> /日)	149

(e) 室野処理区

供用開始年月	平成14年5月
計画処理人口	540人
処理区域	室野、奈良立、福島
施設名称	十日町市室野クリーンセンター
処理方式名	連続流入間欠ばっ気方式
日平均水量(m <sup>3</sup> /日)	146

(f) 上野処理区

供用開始年月	昭和59年10月
計画処理人口	1,290人
処理区域	上野、下平新田
施設名称	十日町市上野クリーンセンター
処理方式名	土壌被覆型れき間接触循環曝気法
日平均水量(m <sup>3</sup> /日)	349

(g) 橘処理区

供用開始年月	平成5年4月
計画処理人口	1,230人
処理区域	塩辛、仁田、野口、新町新田の一部
施設名称	—
処理方式名	木落川辺処理区へ接続
日平均水量(m <sup>3</sup> /日)	—

(h) 木落川辺処理区

供用開始年月	平成4年8月
計画処理人口	680人
処理区域	木落、寺ヶ崎、三領、小根岸
施設名称	十日町市木落クリーンセンター
処理方式名	JARUS-OD
日平均水量(m <sup>3</sup> /日)	516

(i) 仙田処理区

供用開始年月	平成7年9月
計画処理人口	1,080人
処理区域	中仙田、赤谷、岩瀬
施設名称	十日町市仙田クリーンセンター
処理方式名	JARUS-X I
日平均水量(m <sup>3</sup> /日)	292

注記) 特環へ接続済みの吉田北部処理区は本表に記載していない。



(2) 整備状況

本市では、農業集落排水処理施設の計画・整備が推進された結果、全処理区において整備が完了しています。

農業集落排水施設に係る整備人口及び水洗化人口の推移を表 6.5 に示します。

表 6.5 農業集落排水人口の実績

地区名	供用開始	項目	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
鯉島	H10.4	整備人口(人)	1,349	1,336	1,307	1,276	1,260	1,273	1,258	1,251	1,228	1,208	1,217
		水洗化人口(人)	1,075	1,110	1,124	1,118	1,123	1,144	1,154	1,138	1,124	1,103	1,124
		水洗化率(%)	79.7	83.1	86.0	87.6	89.1	89.9	91.7	91.0	91.5	91.3	92.4
下条	H15.3	整備人口(人)	3,466	3,415	3,383	3,355	3,352	3,314	3,271	3,205	3,153	3,100	3,069
		水洗化人口(人)	1,944	2,139	2,248	2,349	2,452	2,518	2,503	2,533	2,568	2,573	2,586
		水洗化率(%)	56.1	62.6	66.4	70.0	73.2	76.0	76.5	79.0	81.4	83.0	84.3
三箇	H8.6	整備人口(人)	240	238	236	234	233	229	222	225	227	223	212
		水洗化人口(人)	216	216	219	217	217	217	210	218	219	222	211
		水洗化率(%)	90.0	90.8	92.8	92.7	93.1	94.8	94.6	96.9	96.5	99.6	99.5
元町新町	H10.5	整備人口(人)	490	479	478	471	462	446	422	413	411	413	413
		水洗化人口(人)	374	377	391	406	401	391	376	378	371	384	385
		水洗化率(%)	76.3	78.7	81.8	86.2	86.8	87.7	89.1	91.5	90.3	93.0	93.2
室野	H14.5 H15.8 H15.12	整備人口(人)	418	400	385	380	367	349	336	321	313	301	284
		水洗化人口(人)	358	324	306	307	301	287	280	281	275	264	249
		水洗化率(%)	85.6	81.0	79.5	80.8	82.0	82.2	83.3	87.5	87.9	87.7	87.7
上野	S59.10	整備人口(人)	824	826	809	803	790	779	773	761	763	749	745
		水洗化人口(人)	821	825	808	802	789	778	773	761	763	749	745
		水洗化率(%)	99.6	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
橘	H5.4	整備人口(人)	1,048	1,035	1,023	999	979	970	960	941	934	912	894
		水洗化人口(人)	1,003	1,003	986	963	946	940	926	912	906	885	868
		水洗化率(%)	95.7	96.9	96.4	96.4	96.6	96.9	96.5	96.9	97.0	97.0	97.1
木落川辺	H4.8	整備人口(人)	522	524	515	510	499	490	483	476	454	437	428
		水洗化人口(人)	499	498	480	482	472	462	457	451	434	409	407
		水洗化率(%)	95.6	95.0	93.2	94.5	94.6	94.3	94.6	94.7	95.6	93.6	95.1
仙田	H7.9	整備人口(人)	572	562	545	525	512	490	466	451	426	402	382
		水洗化人口(人)	472	466	454	436	426	409	397	390	370	352	338
		水洗化率(%)	82.5	82.9	83.3	83.0	83.2	83.5	85.2	86.5	86.9	87.6	88.5
合計		整備人口(人)	8,929	8,815	8,681	8,553	8,454	8,340	8,191	8,044	7,909	7,745	7,644
		水洗化人口(人)	6,762	6,958	7,016	7,080	7,127	7,146	7,076	7,062	7,030	6,941	6,913
		水洗化率(%)	75.7	78.9	80.8	82.8	84.3	85.7	86.4	87.8	88.9	89.6	90.4

注記) 特環へ接続済みの吉田北部地区は本表に計上していない。

出典：上下水道局資料

1-7 下水道

(1) 施設概要

下水処理施設の概要を表 6.6 に示します。

表 6.6 下水処理施設の概要

(a) 十日町処理区(旧十日町市)

下水道種別	公 共
供用開始年月日	昭和58年5月1日
計画処理人口	16,430人
施設名称	十日町市下水処理センター
処理方式	標準活性汚泥法
放流先	中沢川
計画処理水量(m <sup>3</sup> /日)	9,180

(b) 十日町処理区(旧十日町市)

下水道種別	特 環
供用開始年月日	平成8年3月31日
計画処理人口	8,250人
施設名称	十日町市下水処理センター
処理方式	—
放流先	中沢川
計画処理水量(m <sup>3</sup> /日)	3,840

(c) 十日町処理区(旧川西町)

下水道種別	特 環
供用開始年月日	平成7年5月1日
計画処理人口	2,600人
施設名称	十日町市下水処理センター
処理方式	—
放流先	中沢川
計画処理水量(m <sup>3</sup> /日)	1,070

(d) 十日町処理区(旧中里村)

下水道種別	特 環
供用開始年月日	平成12年3月28日
計画処理人口	100人
施設名称	十日町市下水処理センター
処理方式	—
放流先	中沢川
計画処理水量(m <sup>3</sup> /日)	40

(e) 中里処理区(旧中里村)

下水道種別	特 環
供用開始年月日	平成8年3月28日
計画処理人口	3,800人
施設名称	中里浄化センター
処理方式	オキシデーションディッチ法
放流先	大坂2号排水路
計画処理水量(m <sup>3</sup> /日)	1,980

(f) 松代処理区(旧松代町)

下水道種別	特 環
供用開始年月日	平成12年3月31日
計画処理人口	900人
施設名称	松代浄化センター
処理方式	オキシデーションディッチ法
放流先	川嶋1号排水路
計画処理水量(m <sup>3</sup> /日)	480

(g) 松之山処理区(旧松之山町)

下水道種別	特 環
供用開始年月日	平成9年3月31日
計画処理人口	900人
施設名称	松之山浄化センター
処理方式	オキシデーションディッチ法
放流先	池田沢川
計画処理水量(m <sup>3</sup> /日)	520

## (2) 整備状況

本市では、公共下水道の計画・整備が推進された結果、川西地域、中里地域、松代地域、松之山地域の污水管整備の完了に至り、市全体では平成28年度末で公共下水道及び特定環境保全公共下水道の普及率は99.9%に達しています。

公共下水道に係る整備人口及び水洗化人口の推移を表6.7に示します。

表 6.7 下水道人口の実績

処理区名	供用開始	項目	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
十日町・公共 (旧十日町市)	S58.5.1	整備人口(人)	22,387	22,342	22,328	22,183	22,215	21,944	21,708	21,365	21,065
		水洗化人口(人)	20,828	20,968	21,038	20,960	21,087	20,978	20,827	20,572	20,328
		水洗化率(%)	93.0	93.9	94.2	94.5	94.9	95.6	95.9	96.3	96.5
十日町・特環 (旧十日町市)	H8.3.31	整備人口(人)	8,919	10,386	10,547	10,549	10,496	10,393	10,244	10,073	9,938
		水洗化人口(人)	5,556	7,220	7,658	7,944	8,158	8,327	8,345	8,384	8,256
		水洗化率(%)	62.3	69.5	72.6	75.3	77.7	80.1	81.5	83.2	83.1
十日町・特環 (旧川西町)	H7.5.1	整備人口(人)	3,659	3,608	3,573	3,533	3,502	3,460	3,405	3,343	3,269
		水洗化人口(人)	3,367	3,392	3,325	3,289	3,274	3,239	3,202	3,154	3,091
		水洗化率(%)	92.0	94.0	93.1	93.1	93.5	93.6	94.0	94.3	94.6
十日町・特環 (旧中里村)	H12.3.28	整備人口(人)	131	128	128	120	116	108	105	101	102
		水洗化人口(人)	88	89	94	91	90	85	83	80	83
		水洗化率(%)	67.2	69.5	73.4	75.8	77.6	78.7	79.0	79.2	81.4
中里 (旧中里村)	H8.3.28	整備人口(人)	4,805	4,713	4,627	4,556	4,531	4,463	4,462	4,455	4,378
		水洗化人口(人)	3,549	3,618	3,719	3,752	3,768	3,833	3,797	3,829	3,797
		水洗化率(%)	73.9	76.8	80.4	82.4	83.2	85.9	85.1	85.9	86.7
松代 (旧松代町)	H12.3.31	整備人口(人)	1,590	1,611	1,625	1,633	1,608	1,584	1,564	1,548	1,538
		水洗化人口(人)	1,414	1,454	1,482	1,499	1,485	1,463	1,448	1,432	1,428
		水洗化率(%)	88.9	90.3	91.2	91.8	92.4	92.4	92.6	92.5	92.8
松之山 (旧松之山町)	H9.3.31	整備人口(人)	1,351	1,233	1,219	1,176	1,158	1,137	1,100	1,073	1,044
		水洗化人口(人)	1,124	1,100	1,092	1,072	1,075	1,068	1,039	1,015	989
		水洗化率(%)	83.2	89.2	89.6	91.2	92.8	93.9	94.5	94.6	94.7
合 計		整備人口(人)	42,842	44,021	44,047	43,750	43,626	43,089	42,588	41,958	41,334
		水洗化人口(人)	35,926	37,841	38,408	38,607	38,937	38,993	38,741	38,466	37,972
		水洗化率(%)	83.9	86.0	87.2	88.2	89.3	90.5	91.0	91.7	91.9

出典；上下水道局資料

---

## 第2節 水環境の状況

---

### 2-1 水質汚濁の概要

本市では、市内を流れる中小の 22 河川 24 地点について、水質汚濁状況を毎年継続して測定しています。

また、国は信濃川の水質汚濁状況を測定しています。

直近の水質達成状況について、信濃川は SS 及び大腸菌群数が環境基準を超過しています。

中小河川については、全ての測定地点で大腸菌群数が本市の努力目標 (A 類型) を超過しています。また、SS が 2 地点、BOD が 5 地点で努力目標を超過しています。

### 2-2 水質汚濁防止対策

水質汚濁の未然防止と生活環境の保全を図るため、十日町市住みよい環境づくり条例及び同条例に基づく環境基本計画の策定や十日町市住みよい環境づくり審議会の設置等の取り組みを進めています。

また、企業の操業に伴う公害を防止し、市民の健康保護と生活環境の保全を図ることを目的として、市内 12 事業所と環境保全協定(公害防止協定)を締結しています。

## 第7章 生活排水処理基本計画

### 第1節 基本的事項

#### 1-1 基本理念

### スローガン

「環境にやさしく自然と調和するまち」を実現するための水環境保全

近年の公共用水域の水質汚濁、富栄養化は生活水準の向上や生活様式の変化による水質汚濁負荷の増大、水辺の開発・人工化による自然浄化能力の低下等、人間の社会経済活動に起因したものです。

生活排水処理に係る近年の法整備としては、平成18年2月の「浄化槽法」改正があり、目的の明確化、浄化槽からの放流水の水質基準の創設、浄化槽設置後の7条検査の検査時期の適正化及び浄化槽の維持管理等に対する都道府県(中核市にあっては市)の監督規定の強化が図られています。

このような状況をふまえ、全ての主体が主役となり、生活排水対策を推進・徹底することによって、本地域の恵まれた水資源を永続的に保全するため、本市の将来のあるべき姿を勘案し、本市全体の最適な処理システムについて、施設整備計画、処理・資源化に係る計画を明らかにするとともに、地域の水環境を健全で魅力的なものとするための総合的な対策等についても定めることとします。

また、本計画の推進にあたっては、住民・事業者・行政等、地域に係る全ての主体の自発的、かつ積極的な参加によって行うものとします。

#### 1-2 基本方針

「環境にやさしく自然と調和するまち」を実現するための水環境保全を目指す基本方針は次に示すとおりとします。

## ＜基本方針＞

1. 市民の責任・役割の実践  
(生活排水の適正処理、汚濁負荷の低減)
2. 事業者の責任・役割の実践  
(生活排水の適正処理、生活排水処理施設の適正管理)
3. 行政の責任・役割の実践  
(生活排水処理施設の整備促進、生活排水処理施設の適正管理)

### 1－3 数値目標

本市では、生活排水対策として、下水道事業、農業集落排水事業及び浄化槽市町村整備推進事業等を推進し、生活排水処理区域の拡大に努めてきましたが、今後も基本理念、基本方針を達成するべく、それぞれの事業の特徴を勘案し、適切、かつ効率的な組合せによる整備を推進するものとします。

また、施設整備後の維持管理を徹底することも重要であるため、全ての主体が水環境に対する責任や役割を再認識し、適正な維持管理を行っていく必要があります。

本市における生活排水処理の目標を次の通り設定します。

### 生活排水処理の目標【汚水衛生処理率】

目標基準年次(平成 28 年度)； 87.3%

中間目標年次(平成 36 年度)； 89.2%

最終目標年次(平成 44 年度)； 91.8%

注記) 汚水衛生処理率＝(下水道処理人口＋集落排水処理人口＋合併処理浄化槽処理人口)÷行政区内人口

本市における汚水衛生処理率の推移を図 7.1、目標年次における処理形態別の内訳を表 7.1 に示す。

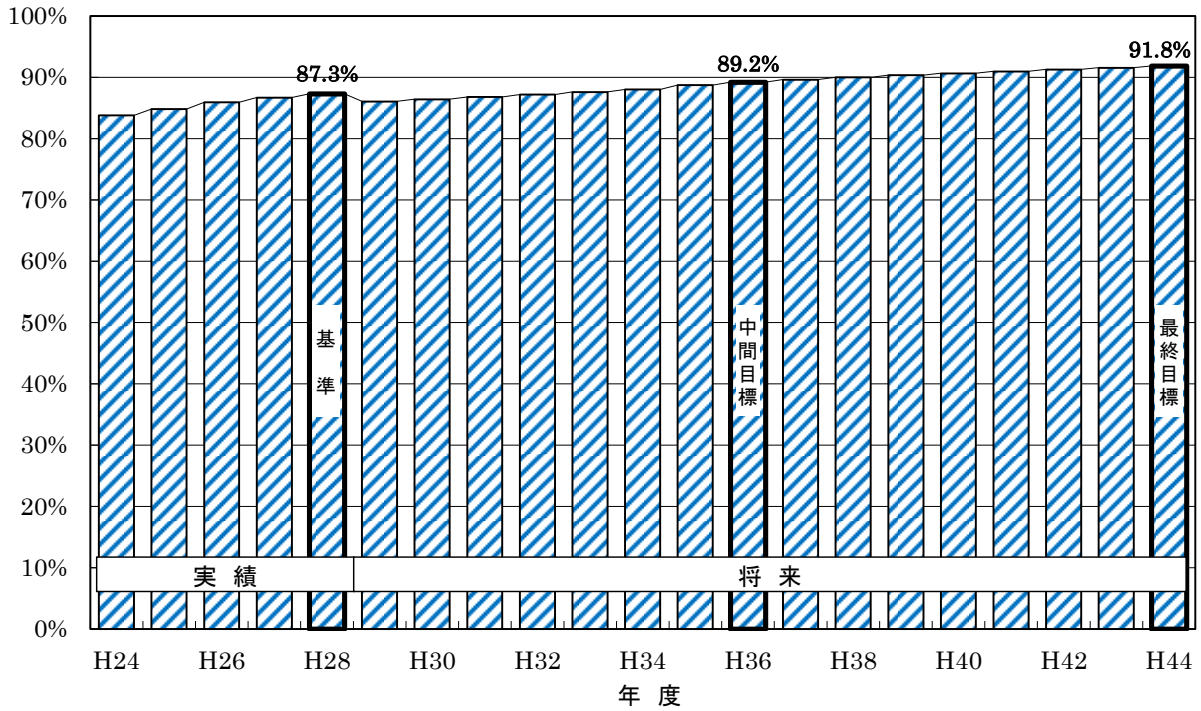


図 7.1 汚水衛生処理率の推移

表 7.1 処理形態別の内訳

単位：人

区 分	年 度	H28 (目標基準年次)	H36 (中間目標年次)	H44 (最終目標年次)
行政区域内人口		54,741	50,572	46,265
計画処理区域内人口		54,741	50,572	46,265
水洗化・生活雑排水処理人口		47,780	45,103	42,487
下水道人口		37,972	36,320	34,450
農業集落排水処理人口		6,913	5,511	5,044
合併処理浄化槽人口		2,895	3,272	2,993
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)		2,717	2,242	1,621
非水洗化人口(汲み取り人口)		4,244	3,227	2,157
自家処理人口		0	0	0
計画処理区域外人口		0	0	0

#### 1-4 生活排水を処理する区域及び人口

計画処理区域は本市全域とします。

生活排水処理施設の整備にあたっては、地域特性及び各種生活排水処理施設の特徴・採択要件等を勘案し、経済的、かつ効率的な事業化手法等について十分に検討の上、最適な

方法を選択することが重要です。

中間目標年次(平成 36 年度)及び最終目標年次(平成 44 年度)における生活排水処理人口の内訳を図 7.2 及び図 7.3 に示します。

なお、中里地域、松之山地域で発生するし尿や浄化槽汚泥については、現在、津南地域衛生施設組合へ搬送・処理していますが、平成 33 年 4 月 1 日以降、他の地域と同様にし尿前処理センターで処理する計画を検討しています。

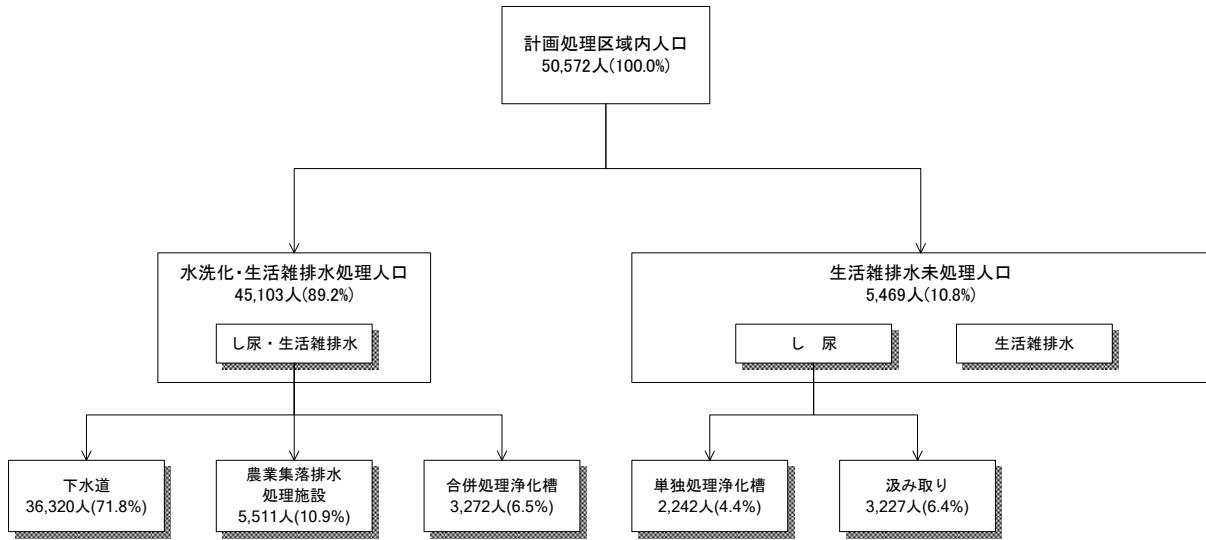


図 7.2 生活排水処理人口内訳(平成 36 年度)

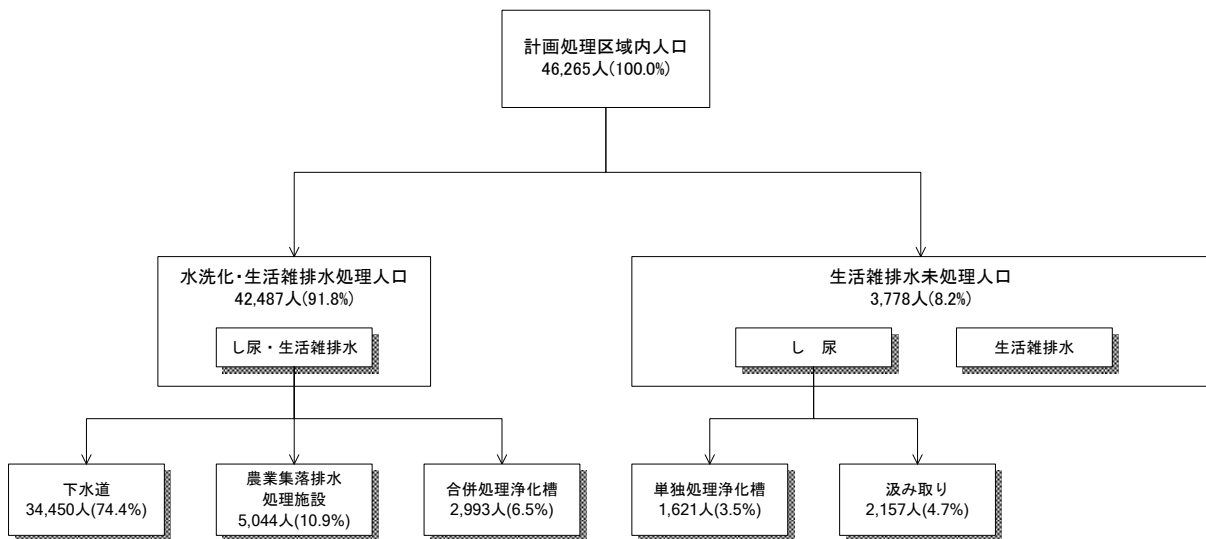


図 7.3 生活排水処理人口内訳(平成 44 年度)



## 第2節 水環境保全に係る施策

### 2-1 市民の責任・役割の実践

市民にあつては、水環境の永続的な保全を目指すため、次に示す取り組みを実践するものとします。

#### (1)生活排水の適正処理

##### ○下水道・農業集落排水処理施設等への早期接続

下水道及び農業集落排水処理施設等、集合処理区域内の家庭は処理施設への早期接続を図ります。

##### ○合併処理浄化槽の設置

集合処理区域外の家庭は合併処理浄化槽の設置に努めます。

平成13年4月の浄化槽法改正を踏まえ、単独処理浄化槽を設置している家庭は速やかに合併処理浄化槽への転換を図ります。

合併処理浄化槽の設置にあたっては助成制度等を有効に活用します。

#### (2)汚濁負荷の低減

##### ○生活排水の汚濁防止による処理施設の負荷軽減

汚物(ごみ・油等)の流出防止及び合成洗剤の使用低減等、生活排水の汚濁防止に努め、処理施設の負荷を軽減します。

##### ○浄化槽の適正管理

浄化槽からの放流水の色や臭気等に注意し、異常があれば保守点検業者に点検を依頼します。

浄化槽の清掃・汚泥の抜き取りを適正な頻度で実施し、浄化機能の維持に努めます。

浄化槽法に基づく法定検査、保守点検等を実施し、浄化槽の処理性能の確認・維持に努めます。

## 2-2 事業者の責任・役割の実践

事業者にあつては、水環境の永続的な保全に係る責務を全うするため、次に示す取り組みを実践するものとします。

### (1) 生活排水の適正処理

#### ○下水道・農業集落排水処理施設等への早期接続

下水道及び農業集落排水処理施設等、集合処理区域内の事業所は処理施設への早期接続を図ります。

#### ○合併処理浄化槽の設置

集合処理区域外の事業所は合併処理浄化槽の設置に努めます。

平成13年4月の浄化槽法改正を踏まえ、単独処理浄化槽を設置している事業所は速やかに合併処理浄化槽への転換を図ります。

### (2) 生活排水処理施設の適正管理

#### ○処理施設の排除基準の遵守

事業用水を下水道等の集合処理施設に排除する場合、排除基準及び上乘せ基準を遵守します。

水質汚濁防止法に基づく特定事業場においては、水質測定等を徹底し、排除基準に適合しない排水の排除を防止します。

#### ○浄化槽の保守点検業者、清掃業者による広報・啓発の推進

浄化槽の清掃業者や保守点検業者は自らの事業活動を通じ、浄化槽の適正管理の意義及び日常における具体的維持管理方法等について、住民等に広報・啓発を行います。また、保守点検結果等の報告等を確実にし、浄化槽設置者の維持管理意識の向上を促します。

## 2-3 行政の責任・役割の実践

水環境の永続的な保全を目指すため、本市は具体的に次に示す取り組みを行うものとします。

### (1) 生活排水処理施設の整備促進

#### ○適正な施設整備計画の立案と推進

し尿処理施設、下水道、農業集落排水施設及び合併処理浄化槽等、生活排水処理施設の整備にあたっては、地域特性及び各種生活排水処理施設の特徴・採択要件等を勘案し、経済的、かつ効率的な事業化手法等について十分に検討の上、最適な方法を選択します。

生活排水処理施設に係る計画に基づき、施設整備の早期推進を目指します。

#### ○指導・啓発の推進

下水道等の未接続世帯の接続促進及び合併処理浄化槽の設置促進を図るため、「十日町市下水道フェア」や地区説明会の開催、巡回指導等による指導・啓発を実施します。

#### ○助成制度の整備・充実

施設整備の推進を促す助成制度の整備・充実を図ります。

### (2) 生活排水処理施設の適正管理

#### ○生活排水処理施設の適正管理

し尿処理施設、下水処理施設及び農業集落排水施設等の補修・点検、並びに環境モニタリング等を定期的を実施し、処理機能の維持及び公害防止・環境対策の徹底に努めます。

処理施設の効率的な運営に努め、維持管理費の削減を図ります。

#### ○浄化槽の適正管理

個人設置の浄化槽の適正管理を促進するため、住民及び事業者に対する十分な情報提供や広報・啓発活動を行います。また、不適正な管理状態のものについては関係部局と連携を図り、改善指導を行います。

浄化槽設置者による維持管理組織の運営等、円滑、かつ効率的な維持管理のための体制の提案・整備に努めます。

#### ○事業所に対する指導・監視の徹底

事業所への指導・監視を徹底し、排水基準の遵守、処理施設の適正管理を促します。

(3) 情報管理、活用の推進

○維持管理データ等の整理・活用

公共用水域の水質調査結果及び各処理施設における維持管理データ等を整理・蓄積し、現状把握、効果的な生活排水対策の立案、対策の効果の測定・評価等に活用します。

○生活排水処理に係る情報の収集・管理体制の構築

水環境に関わる行政組織が密接に連携・調整を図り、情報の共有化を図ります。

汲み取り及び浄化槽人口に係る情報等、行政のみで正確な情報整理が難しいものについては、収集・運搬業者等の協力を得て整理を行います。

---

## 第3節 し尿・汚泥処理計画

---

### 3-1 収集・運搬計画

#### (1) 収集運搬に係る目標

し尿等を迅速、かつ衛生的に処理することはもとより、将来的な収集量の変化に対しても計画的に収集体制の効率化・円滑化を図ることによって、施設への搬入量の変動を抑制し、安定的な処理を図るものとします。

#### (2) 収集区域の範囲(計画処理区域)

原則的には、下水道事業等の事業認可区域外を対象とするものの、事業認可区域内の未接続区域も収集対象とするため、本市全域を収集区域とします。

なお、中里地域、松之山地域で発生するし尿や浄化槽汚泥については、現在、津南地域衛生施設組合へ搬送・処理していますが、平成33年4月1日以降、他の地域と同様にし尿前処理センターで処理する計画を検討しています。

#### (3) 収集運搬の方法及び量

現状、し尿は委託業者、浄化槽汚泥は許可業者によって収集されており、収集車両が直接、処理施設へ搬入しています。処理施設への搬入量は多少の季節変動が見られるものの、概ね安定的に搬入されているため、今後も現行の収集運搬体制を継続するものとします。

収集運搬量については、今後減少傾向を示し、中間目標年次(平成36年度)には現状(平成28年度)比で約92%、最終目標年次(平成44年度)には約77%に減少することが予測されます。特に下水道等の整備の進捗に伴い、汲み取りし尿及び単独処理浄化槽汚泥が著しく減少することが予測されます。

### 3-2 中間処理計画

し尿及び浄化槽汚泥等の処理にあたっては、下水道等への接続率の向上、浄化槽汚泥の搬入割合の増加等による今後の処理量及び性状の変化を勘案し、処理の安定化、効率化・合理化を図っていく必要があります。し尿及び浄化槽汚泥等を迅速、かつ衛生的に処理することはもとより、将来的な収集量の変化に対しても計画的に収集体制の効率化・円滑化を図ることによって、施設への搬入量の変動を抑制し、安定的な処理を図るものとします。

### 3-3 最終処分計画

現在、十日町市し尿前処理センターで発生するし渣は、エコクリーンセンターで焼却処理後、最終処分しています。

最終処分については、現在の形態を継続するものとします。

### 3-4 資源化・有効利用計画

汚泥等の処理にあたっては、地域における循環型社会形成を推進するため、汚泥等の資源化・有効利用を図る必要があります。

「十日町市バイオマス産業都市構想」における廃棄物系バイオガス発電プロジェクトの取り組み・関連事業と連携し、本市における生活排水処理体系の方向性を勘案し、検討を進めていくものとします。

### 3-5 その他の事項

水環境の保全にあたっては、公共下水道やし尿処理施設等の生活排水処理施設の整備、高度処理設備の導入等と併せ、日常生活や事業活動から生じる汚濁負荷自体の軽減や水使用量の削減を図ることが極めて重要であり、このことは水環境の保全だけでなく処理施設の負荷軽減、処理に係るエネルギーや資源の低減等が図れ、地球環境の保全にも寄与することになります。

このため、水環境に対する人々の理解や「信濃川クリーン作戦」のような取り組みを促すための情報提供、環境教育をより一層充実させ、家庭や地域での自主的な取組を促進するとともに、組織的な活動への発展を支援する仕組み・体制づくりを進める必要があります。さらに今後は、単に水質改善のみでなく、快適な水辺空間の創造、周辺の土地利用に対する配慮、生態系の保全、水源地の保全等、本地域全体の水環境の健全性を多面的に捉え、保全・創造のための取組を総合的に推進していく必要があります。

なお、環境保全に係る広報・啓発活動、組織的活動等については、関連する諸計画との整合を図るとともに、関係部局との協力・連携体制を構築し、推進していくものとします。